平成30年第1回葛城市議会定例会会議録(第4日目)

1. 開会及び閉会 平成30年3月23日 午前10時00分 開会 午後 5時24分 閉会

3. 出席議員15名 1番 杉 本 訓 規 2番 梨 本 洪 珪 吉 村 3番 始 4番 奥 本 佳 史 5番 松 谷 原一安 林 謙 司 6番 7番 内 野 悦 子 Ш 村優 8番 子 岡本吉 9番 増 順弘 田 10番 司 覚 11番 西井 12番 藤井本 浩 吉 村 優 子 13番 14番 下 村 正 樹

15番 西 川 弥三郎

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長 阿古和彦 副 市 長 松山善 之 澤茂 教 育 長 杉 企 画 部 長 島 介 飯 要 企画部理事 岸本俊 博 総務部長 Ш 誠 安 市民生活部長 松村昇 道 市民生活部理事 木 村 喜 哉 都市整備部長 増 井 良 之 産業観光部長 池原 博 文 保健福祉部長 巽 重 人 教育部長 正彦 和 田 上下水道部長 会計管理者 昌 治 下 村 喜代博 西

5. 職務のため出席した者の職氏名

 事務局長中井孝明
 書 記 吉田賢二

 書 記 高松和弘
 書 記 山岡 晋

6. 会議録署名議員 10番 岡 本 吉 司 11番 西 井 覚

7. 議事日程

日程第1 議第12号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて

日程第2 議第13号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

日程第3 議第14号 工事請負契約の変更契約の締結について(葛城市防災行政無線デジ

タル化整備工事)

- 日程第4 議第15号 訴えの提起について(平成29年10月30日付け葛監第51号の 勧告1関係)
- 日程第5 議第16号 訴えの提起について(平成29年10月30日付け葛監第51号の 勧告2関係)
- 日程第6 議第17号 訴えの提起について(平成29年10月30日付け葛監第51号の 勧告3関係)
- 日程第7 議第 4 号 葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する 条例を制定することについて
- 日程第8 議第 5 号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第 6 号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第 7 号 葛城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第 8 号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第 9 号 葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第10号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第11号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第19号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議 決について
- 日程第16 議第20号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第3号)の議決 について
- 日程第17 議第21号 平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第4号)の議決に ついて
- 日程第18 議第22号 平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1 号)の議決について
- 日程第19 議第18号 平成29年度葛城市一般会計補正予算(第8号)の議決について
- 日程第20 議第23号 平成30年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第21 議第24号 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第22 議第25号 平成30年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第23 議第26号 平成30年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第24 議第27号 平成30年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について

- 日程第25 議第28号 平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について 日程第26 議第29号 平成30年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について 日程第27 議第30号 平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決に
- 日程第28 議第31号 平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決につい て
- 日程第29 議第32号 平成30年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第30 発議第3号 葛城市議会会議規則の一部を改正することについて
- 日程第31 発議第4号 旧町時代における未処理金調査特別委員会の平成30年度調査経費 に関する決議について
- 日程第32 発議第5号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予 算の確保を求める意見書
- 日程第33 道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の設置について

ついて

日程第34 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

吉村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回葛 城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。なお、報 道関係者から写真及び映像撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたしました。 これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。

3月7日、西井議員の一般質問の発言の中で、公務員の守秘義務に関連して、谷原議員が 市職員から情報を得たという推測に基づいて議論を展開された発言がありました。谷原議員 は、一般市民から得た情報に基づいており、事実と異なることについて弁明の機会を求めら れましたので、このことをお伝えいたします。

次に、3月8日の本会議終了後に、旧町時代における未処理金調査特別委員会の平成30年 度調査経費に関する決議の議事日程、審議方法について、また、本日午前8時45分より、道 の駅かつらぎに関する調査特別委員会の設置について、それぞれ議会運営委員会が開催され、 協議いただいておりますので、会議の概要について運営委員長より報告願います。

10番、岡本吉司君。

岡本議会運営委員長 おはようございます。

初めに、旧町時代におけます未処理金調査特別委員会の委員長である下村議員より、平成30年度調査経費に関する決議が提出されました。8日の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議いたしておりますので、その内容についてご報告をいたします。

発議第4号の議事日程、審議方法につきましては、本日の議会会議規則の一部改正の議員 提出議案の採決終了後に上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略 し、討論、採決まで行います。

次に、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の設置について、先ほど議会運営委員会を 開催し、協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。道の駅かつらぎ に関する調査特別委員会の設置についての議事日程等につきましては、本日の発議第5号の 意見書案の採決終了後に議長発議により審議願います。

以上で報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

吉村議長 お諮りします。

発議第4号についての議案審議及び道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の設置につきましては、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査 をされておりますので、その審査状況について、各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

14番、下村正樹君。

下村総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。 去る3月5日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました7議案及び本委員 会所管の調査案件につきまして、3月9日及び22日、それぞれ午前9時30分より委員会を開 催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査 の概要をご報告いたします。

まず初めに、道の駅かつらぎに関する事項についてであります。

理事者からは現在の状況について、平成28年度の繰越し事業である地域振興棟から西側の 公園整備について工事を進めているところである。工期としては、当初、本年2月末を予定 していたが、冬場の天候が悪く、積雪も多くて緑化吹きつけが行えなかったため、工期を3 月中旬に延長して行っているという説明がありました。

委員からは、当初、法面に植栽を行うという案もあったと思うが、緑化吹きつけの内容について、また、法面保護のために施工されていると思われる防草シートについて伺いたいという問いがあり、事業実施に当たり、全体的な計画内容の見直しを行い、クローバーの吹きつけ緑化となった。防草シートについては、地下水の関係の湧水対策について総合評価で提案のあった内容を実施しているという答弁がありました。

この答弁を受けて、委員からは、クローバーの吹きつけだけではなく、葛城市産のキブサスイセンの球根を活用するなど、集客につながるようなことを検討していただきたいという提案がありました。

次に、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。

理事者からは、事業の進捗状況として、現在、駅舎より東側部分、東の川までの道路の拡幅工事を実施している。今年度末までに工事が完了できるよう鋭意努力してきたが、工事発注後に特殊な二次製品の納品がおくれることとなったため、本年3月27日の工期の時点で出来高により精算を行い、変更契約を行う予定である。また、未買収の用地については、地権者の方々と現在も引き続き交渉を行っているという説明がありました。

委員からは、現在、工事を実施している箇所の通学路の状況について伺いたいという問いがあり、工事を実施している区間については、車は通行どめにして歩行者と自転車は分離して通路を確保している。また、尺土地区の大人の方が、朝の時間帯は安全確保のために子どもたちと一緒に通学していただいていると報告を受けているという答弁がありました。

この答弁を受けて、委員からは、朝の通勤、通学の時間帯は非常に危ないように感じているので、教育委員会とも連携をして通学路の安全確保に取り組んでいただきたいという要望がありました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。

理事者からは、事業の進捗状況として、現在、JRで架道橋仮設工事が進められておりますが、当初、昨年秋に予定していたJRの桁の設置工事が、電気系統の不具合により、本年2月に実施されたところである。そのため、架道橋の下にあるガス管、下水道管等の移設工事ができなく、おくれている状況であり、一部予算を繰越ししながら進捗を図ってまいりたいと考えている。また、架道橋より西側、国道24号線までの区間の工事の実施を予定していたが、奈良国道事務所との協議に時間を要しており、工事の着工に至っていないという説明がありました。

委員からは、架道橋より東側、葛城川までの区間についてどのように考えているのか伺いたいという問いがあり、JR線より東側についても順次工事を進めていく予定をしている。一部用地買収を行ったところもあり、引き続き用地交渉を進めていく。また、葛城川までの区間で、大和高田市と関係する部分については、今後工事を進めていくに当たり、適切に対処していただけると認識しているという答弁がありました。

次に、行財政改革に関する事項についてであります。理事者からは、現在のところ、報告 すべき事項はないということでございました。

最後に、公共バスの運行についてであります。

理事者からは、コミュニティバスの運行実績について、平成29年7月から12月における1日当たりの利用者数は、環状線ルートとミニバスルートの合計で130.32人となっており、平成29年4月から6月と比較して、1日当たりの利用者数は9.08人の減となっている。利用促進に向けた対策として実施している、利用者が指定した時刻表を抜き出すマイ時刻表の発行状況について、現在までに144件の発行をしている。また、平成31年度から運行形態の見直しに向けて協議する地域公共交通活性化協議会を今月中に開催する予定をしているという説明がありました。

委員からは、運行形態の見直しを法定協議会で協議していくということだが、公共バスについては、デマンド交通の実施要望など多種多様な意見を持っている方が多方面にいると思われる。それらの意見が反映されるよう、意見集約して協議するのかという問いがあり、今後、全面的な見直しに向けて、法定協議会の開催回数はふやしていくと考えており、協議結果の内容については議会にも報告していく。意見集約については、デマンド交通を含めた運行形態等に関するアンケートの実施を平成30年度に考えているという答弁がありました。なお、これらの5つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。以上でありますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

以上でございます。

吉村議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

11番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る3月5日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました13議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月12日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

まず初めに、ごみの減量化に関する諸事項についてであります。理事者からは、「旧新庄クリーンセンター解体後の跡地利用については堆肥化施設を予定していたが、最終的な住民合意が得られず、計画を断念せざるを得ない状況となった。現在のままでは解体費などが国庫補助の対象外となることから、再度、国、県と協議を重ね、去る12月28日付で堆肥化施設からマテリアルリサイクル施設への計画変更の申請をしているところである。変更後の施設内容については、剪定枝の破砕、廃食油の再利用、発泡スチロールのインゴット化、粗大ごみの一部補修を行う破砕剪定枝等保管施設を検討している。工期は平成30年度から約2カ年事業として工事を着工し、施設規模といたしましては、1日1.5トンを処理できるものを予定しているという説明がありました。

委員からは、今後どのような構想を考えているのかという問いがあり、騒音問題など環境 面も考慮しながら、一番良い方法を模索し、実施設計に入ってまいりたいという答弁があり ました。

この答弁を受け、委員からは、循環型社会形成の補助金をいただきながら、市民に負担が かからないよう、コスト面の検討、また、地元の方に丁寧な説明をしていただき、市民の方 に喜ばれる施設となるよう検討していただきたいという要望がありました。

次に、学校給食に関する諸事項についてであります。

理事者からは、現在の状況について、来年度の学校給食の配食及び業者については、1週間当たり、米飯4回、パン食1回を配食し、現在と同業者を予定している。給食費の保護者負担については、来年度も今年度と同額で予算計上している。しかし、食材の高騰などもあり、不足をする費用については市が繰り入れをしているが、年々繰入金額も増加傾向にあるため、来年度については給食費のあり方を検討してまいりたいという説明がありました。

委員からは、子どもたちの栄養摂取についてどのように考えているのかという問いがあり、 現在提供している給食の米飯は、ビタミン強化米を使用していないが、市としては栄養素だ けを取り出して強化するのではなく、給食の献立の中で必要な栄養素を摂取していくことが 理想であると考えているという答弁がありました。

最後に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてであります。

理事者からは、現在の状況について、磐城学童保育所の新設について、定員160名の鉄骨 2 階建てで、建築面積は約250平方メートル、延べ床面積で1 階、2 階合計450平方メートル 余りの建物を予定している。今後については、開発許可など必要な手続を行いながら、まず 給食センターの解体を行い、敷地の造成、建築工事に入り、平成31年3月末に建設完了予定 である。また、磐城幼稚園の改築事業については、去る2月に指名競争入札を実施し、株式 会社桝谷設計と設計業務委託契約を締結した。今後について総合的に検討しながら基本設計を実施し、諸条件を考慮した上で実施設計に移ってまいりたい。工期については約2カ年事

業として平成31年度より着手する予定であるため、最短で平成32年度末までに完了する予定であるという説明がありました。なお、本調査事項については、委員会としては、今後も引き続き調査を進めることといたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

吉村議長 次に、会期中に開催されました旧町時代における未処理金調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告を願います。

14番、下村正樹君。

下村旧町時代における未処理金調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、 ご報告いたします。旧町時代における未処理金調査特別委員会の所管の調査案件につきましては、3月20日の午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査しておりますので、審査の 概要をご報告いたします。

委員会では、今後の委員会の進め方について協議をし、本委員会の開催場所や傍聴の取扱いなど、今後の委員会開催に当たっての運営方法について必要な事項をご協議いただき、その内容について委員各位にご了承をいただきました。

委員からは、この未処理金については、本委員会を設置するための議論をしていたさなかに移動され、市の歳計外現金として保管されている事実があるので、まずはどのような理由により動かされたのかというところから調査を始めるべきではないかという意見等があり、調査の手順については、基本的には本委員会の調査項目の順番によって調査を進めながら、今後の委員会の運営を行ってまいりたいと思っております。なお、委員会といたしましては、この未処理金の問題について適正に処理し、再発を防止するため、発生の原因と経緯、現在までの管理実態について、一刻も早くその真相を究明し、市民の皆様にご報告をしなければならないという思いのもと、調査を進めてまいります。

以上、所管事項の調査報告といたします。

吉村議長 本定例会中に開催されました常任委員会における所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は、以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第12号から日程第6、議第17号の6議案を一括議題といたします。本6議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、下村正樹君。

下村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第12号から議第17号の6議案について、総 務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第12号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてであります。質疑では、市が設置する都市公園の住民1人当たりの標準面積を条例に基づいて算定した場合、葛城市の標準面積は10平方メートルとなるが、現時点における住民1人当たりの都市公園面積はどうなっているのか伺いたいという問いに対し、現時点での本市における住民1人当たりの都市公園面積は、平成29年度に整備した西室公園やしあわせの森公園も含めて9.6平方

メートルとなっているという答弁がありました。

さらに、委員からは、合併する前の住民1人当たりの公園面積はどうであったのか伺いたいという問いがあり、旧町においては、それぞれ公園整備に対する考え方や整備手法が異なっており、旧新庄町においては都市公園法の規定に基づき、都市計画決定をしながら公園整備を進めてきたため、合併当時の住民1人当たりの公園面積は約11平方メートルであった。また、旧當麻町においては都市計画事業にこだわらずに、全町公園化構想に基づき公園整備を行っており、都市公園としての位置づけがないため、合併当時の住民1人当たりの公園面積は約8平方メートルであったという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号、工事請負契約の変更契約の締結について(葛城市防災行政無線デジタル 化整備工事)であります。質疑では、変更契約によって戸別受信機400個を追加購入すると いうことであるが、その理由はという問いに対し、今後の人口増加分を見込んで購入するも のであり、今回の変更契約により追加発注して購入することで、当初に発注、購入した戸別 受信機と同様に、緊急防災・減災事業債という有利な起債の対象になるという答弁がありま した。

また、委員からは、戸別受信機の設置については、市から委託を受けた業者が各家庭を訪問し設置工事をしているが、電波の届きにくい地域では、屋内の住民が一番聞こえやすい場所に適切に設置できていないという事例があると聞き及んでいる。そのような場合の今後の対応について伺いたいという問いがあり、お住まいの地域の状況を踏まえながら、電波の受信状況が悪いご家庭については、設置業者の方で屋外にダイポールアンテナを設置するなどの対応をさせていただくことになっていたが、そういった対応が不十分であった事例もあるようなので、各家庭の受信状況も把握しながら、今後も対応してまいりたいという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号、訴えの提起について(平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告1関係)、 議第16号、訴えの提起について(平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告2関係)及び議第 17号、訴えの提起について(平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告3関係)の3議案については一括議題とし、一括質疑を行いましたが、委員から、今後の更なる調査が必要であるため、閉会中の継続審査とすべきであるという意見が出され、協議した結果、賛成多数で3 議案ともに継続審査とすることに決定いたしました。

以上でありますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の報告といたします。

以上でございます。

吉村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 ただいま総務建設常任委員会委員長の下村委員長よりご報告がございました。その中で、総務建設常任委員会に私は所属しておりませんので、もう少し詳しくお話を伺いたいところがあり、質疑に立たせていただきます。それは、全員一致賛成というところは特に問題はないのでありますけれども、訴えの提起3議案につきまして、賛成多数により継続審議というふうになったとおっしゃいましたので、反対者の方がいらっしゃったんだなと思いましたので、その反対理由等を、やはりこれは意見が分かれたところだし、市民の方の関心の非常に高い問題なので、なぜ継続審査になったのかということも含めて、もう少し詳しい報告をしていただけたら。また、その反対者の方のご意見もふれていただけましたらありがたいと思っております。

吉村議長 下村君。

下村総務建設常任委員長 今、谷原議員から質問がございました。

まず、賛成多数でということで、数でいいますと総務建設常任委員会の委員は合計8名でございまして、私が委員長をやらせていただいておりますから、それ以外の委員の方は7名で、賛成の方が4名、反対の方が3名で、賛成多数ということで、この訴えの提起3議案については今後も調査が必要ということで、継続審査ということに決定されました。反対の方の意見ということなんですけど、ここで言わなくてはいけない……。

(発言する者あり)

下村総務建設常任委員長 谷原議員も委員外議員で入っておられましたので、この場でまたそれを繰り返して言うのかどうか、これを私は議長に聞きたいんですけども。

できたら、そのときの議事録をまた見ていただいたら一番正確であると思います。この場で、全部私も頭の中に入っているわけではないので、反対の方は3名いらっしゃいましたということで。

吉村議長 反対の意見を簡単にでも言えませんか。

下村総務建設常任委員長 反対の方の意見ということで、余り間違ったことを言ってはいけないので、議事録を見ていただいたらいいと思うので、谷原議員、この件につきましては、しばし時間をいただければ、委員会のときでもまたそれは公表いたしたいと思いますけれども。はっきり全部、今把握してるわけではないので、間違ったことを言ったら大変なことになりますので、それでよろしいでしょうか。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 ありがとうございます。正確に議事録に基づいて報告するということをなさりたいという ことなので、それは尊重したいと思いますけれども、市民の皆様には大変関心の強いところ なので、今、採決の状況も伝えていただきましたので結構です。

吉村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第12号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第12号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決いたしました。

日程第2、議第13号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第14号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結します。

これより、議第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決いたしました。

ここでお諮りいたします。

日程第4、議第15号から日程第6、議第17号までの訴えの提起の3議案については、総務建設常任委員長より閉会中の継続審査の申し出が出ております。本3議案を総務建設常任委員長からの申し出のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

6番、谷原君。

谷原議員 今、賛成の起立をとおっしゃいましたけれども、これについては討論はないのでしょうか。

吉村議長 これは審査中ということで、まだ結論が出ておりませんので、質疑、討論なしということ

で。

谷原君。

- 谷原議員 継続審議するということ自体がどうかという判断をこの本会議で行うと思うんですけれども、中身ではなくて、それは総務建設常任委員会で多数で可決されたわけですから、それは尊重すべきだと思いますけれども、最終的にはこの本会議で継続ということを決めるわけですよね。だから、決めるということに対して我々は賛成か反対、今、立とうとされてるわけですから、それについての討論がないというのは、私はよくわからないんです。つまり、賛成、反対ということがあれば、当然それに対して、継続が本会議としてふさわしいかふさわしくないかということについては、何らかの意見表明がなされるべきだと思いますが。そこは配慮をお願いしたいと思います。
- **吉村議長** 中身に踏み込まずに賛成、反対の討論だけ、それだけ述べるのでしたらいけますけれども。 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時50分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を行います。

本3議案を総務建設常任委員長からの申し出のとおり、継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

吉村議長 6番、谷原君。

谷原議員 継続審査について異議を申し上げます。

この訴えの提起につきましては、道の駅かつらぎ建設事業におきまして、前市長らに対して合計3,500万円の返金を求める訴えの提起でございます。これについては市民の関心も大変高いところであります。私は、監査勧告どおり、しっかりと粛々と進めていくべきだと考えております。本会議の3月定例会の最初に提案されたものでありますから、期間中審議も一度やりました。それに基づいて結論は、私は出ておると思いますので、これについてはこの議会で議決すべきだと考えます。

以上です。

吉村議長 異議がございましたので、起立採決することにいたします。

本3議案を総務建設常任委員長からの申し出のとおり、継続審査にすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

吉村議長 起立多数であります。よって、議第15号から議第17号までの訴えの提起の3議案については、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、日程第7、議第4号から日程第18、議第22号まで、以上12議案を一括議題といたします。本12議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

11番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 ただいま上程されております、議第4号から議第11号まで及び議第19号か

ら議第22号までの12議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いた します。

まず初めに、議第4号、葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を制定することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第5号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてであります。 質疑では、国保の県単位化により、平成36年度には保険税の賦課方式が、4方式から資産 割を廃止して3方式になっていくと認識しているが、均等割の金額は今後どのように推移し ていくと見込んでいるか伺いたいという問いに対して、均等割額については、医療分、後期 支援金分、介護納付金分を合計しまして、平成29年度は3万2,000円、平成30年度は4万100 円、最終、県が示している平成36年度については5万7,500円になると見込んでおりますと いう答弁がありました。また、葛城市はこれまで保健事業に力を入れて、県内でも低い医療 費を保ってきた。これに対する県からの財政措置などはあるのかという問いに対して、今回 の保険料方針には医療費水準は反映しないことになっているが、この方針に沿って保険税率 の改定を実施することにより、葛城市の被保険者の負担水準が急激に変化しないよう、激変 緩和措置が受けられることになるという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第6号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議第7号、葛城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第8号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の改正で基準月額が5,000円から5,960円に上昇しているが、その理由はどのようなものか。また、他市と比べるとどのような状況かという問いに対して、今回の改正により基準月額で960円上昇しているが、内訳として介護給付費自然増加分が613円、1号被保険者負担割合が22%から23%になった影響で259円、そして、介護報酬の改正や消費税改定、処遇改善見直しなどで88円のそれぞれ上昇となっている。県内の12市との比較では、葛城市は基準月額は低い方から6番目となっている。他の自治体では介護準備基金を投入して保険料の急激な上昇を抑えているところもあると聞いておりますが、葛城市の場合は基金残高が少ないので、そのような手法は取り入れることはできないという答弁がありました。

また、その答弁を受けて、さらに委員からは、基金残高の少ない理由はという問いに対し

て、基金残高が少ないということは、介護保険事業計画が適正に見込まれ、適正な介護保険 料の設定であったということになるという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第9号、葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第10号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決する ものと決定いたしました。

次に、議第11号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第19号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議決についてであります。

質疑では、国保財政調整基金積立金1億円の内容について伺いたいという問いに対し、これまでは一般会計からの法定外の繰入金による国保財政の運営を行っていたが、国保の県単位化により、平成30年度より法定外の繰り入れが認められなくなる。県が示す保険料方針に沿って保険税率の改正を行っていく予定をしているが、所得水準や被保険者の状況などが想定を下回り、予期せず必要な税収が見込めなくなった場合のために本年度中に基金に積み立てるものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。 次に、議第20号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第3号)の議決につい てであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第21号、平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第4号)の議決について であります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

最後に、議第22号、平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)の 議決についてであります。 質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上でありますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

吉村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第7、議第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

1番、杉本君。

杉本議員 議第5号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論 いたします。

国民健康保険県単位化で保険料算定に当たり医療費水準を反映させていないのは全国でも少なく、奈良県を含め4県だけと聞いております。葛城市では、皆様ご存じのとおり、きらり葛城21を初め、健康寿命を延ばすための取り組みを行い、市民の皆様にもご協力いただいております。その中で保険料算定に医療費水準を算定に組み込まないことは葛城市にとっては平等ではないと考えます。平成36年まで年々上がる保険料、そして徴収率の問題など、市民の皆様、子育て世代の方々に負担がどんどんかかってくるのは明白でございます。納得して保険料が上がると私は言いがたいので、本議案について反対いたします。

以上でございます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

4番、奥本君。

奥本議員 私は、議第5号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、賛成の 立場で討論させていただきます。

国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、

平成27年5月、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険の一部を改正する法律が成立しました。国保への財政支援の拡充と平成30年度からの国保の都道府県単位化の方針がここで示されているわけでございます。この方針をもとにして、奈良県も市町村とともに国保の運営と財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担うことになりました。県内で保険料負担を公平に支え合うためには、県は市町村ごとに国保事業納付金の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に対して支払います。これによって市町村の財政は従来と比べて大きく安定するわけでございます。

葛城市におきましては、これまで歴代の理事者、議会など関係各位のご努力によって、一般会計から法定外の繰入金によって低い保険税率で国保の運営をしてきましたが、今回の制度改正によって一般会計からの繰り入れが認められなくなりました。それに伴って、現状の保険税率では必要額を賄うことができなくなります。このたびの税率改正案は、平成36年度に同じ所得、同じ世帯構成であれば県内どこに住んでも保険料水準が同じとなる県の示す標準保険税率を参考にして、県と協議の上、保険料方針に沿った保険税率改定を着実に実行していくことで被保険者の負担水準が大きく変わらないよう、激変緩和措置を受けることができます。かつ、本来必要な額への引き上げを段階的に行えるという特例が受けれますので、慎重に検討を重ねてこられたものだと考えます。しかし、今回の保険料方針では、奈良県が県内の地域医療の提供水準について、均てん化、平均化を図るということを前提に、医療費水準は反映されないことになっております。先ほど杉本議員がおっしゃったように、これまで葛城市は保健事業に力を入れて、県内でも低い医療費を保ってきました。しかし、これらの努力が無駄にならないよう、保健事業に係る費用については財政措置をしてもらえるよう、今後も引き続き県と協議、連携し、葛城市の被保険者が安心して医療を受けることができるよう努めていただくことをお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 私は、反対の立場で討論に参加させていただきます。

平成30年度4月から、葛城市の国民健康保険事業は奈良県との共同事業ということになります。この条例案は、そのための制度改正と大幅な保険税引き上げを内容とする条例案となっております。日本共産党は次の3つの理由で反対いたします。

1つは、国保税が葛城市において、平均で13%余りも大幅な増税となることです。しかも 奈良県が示す保険税水準に合わせるために、平成36年に向かって毎年保険料が引き上げられるということになります。多くの年金生活者は国保に加入しており、年金収入はほぼ一定でありますので、これから6年間、毎年国保税の負担がかかってくるということになります。このことは高齢者にとっては本当に将来の見通しが暗いものになると。収入がふえないのに社会保障費だけが上がっていくという事態になる。これは何としてもとめなければいけないと思っております。また、高齢者以上に子育て世帯には、今回の制度改正は大変大きな負担増になります。先ほど杉本議員も指摘されましたけれども、今、葛城市では、固定資産税に

係ることを基準として資産割を国保税の算定基準に入れておりますけれども、これがゼロになって、所得割、均等割、世帯割、この3方式になります。そのために均等割が高くなっていく。子育て世帯におきましては、社会保険料と異なって、扶養家族であっても、つまり所得の発生しないお子さんであっても、国保税の均等割がかかってまいります。したがって、子育て世帯、3人お子さんがおれば、その3人分の均等割の国保税がかかってくるわけであります。このように、子育て世帯については本当に厳しい今度の国保税の改定になります。

先ほど、13%余りの平均しての引き上げと言いましたけれども、各家庭によってこれはまちまちになります。子育て世帯にとっては13%どころではない大幅な引き上げが想定されます。また、資産を持たない若い世帯にとっても、これは大変大きな負担になると思います。そのために、今現在、日本全体で子育て支援をしようという国全体の動きの中で、この制度設計はそれに反するものになっていると考えます。

2つ目は、葛城市がこれまで国保税抑制のために行ってきた努力を、奈良県は今回の県単位化によって認めないということであります。これも先ほどからご意見が出ております。葛城市は奈良県下で12市ある中で最も低い保険税率でした。これは、医療水準が他地域と比べて少し低いところから、1人当たりの医療費が余りかかってないということもありますし、さまざまな健康増進の取り組みの結果でありますけれども、そうした努力が認められない。さらには、一般会計からこれまで法定外繰り入れとして保険税の抑制措置、葛城市は合併以来行ってきましたけれども、今回、県は認めないということになりました。こうした奈良県の方針に対して、私は、葛城市にとって大変厳しい方針だと考えます。

最後の理由として、毎年高齢者が自然増でふえております。その自然増に見合う社会保障費を、国は今、措置しておりません。安倍政権のもとで高齢者の自然増に見合う社会保障費の増額分を大幅に削り込んでいるために、結果として地方に大きな負担がかかっているわけであります。今回の国保税の大幅な引き上げの責任は、私はそうした国と、こうした単位化を進めた県にあると思います。阿古市長のもとでは国保財政の強化ということで、補正予算の中にも措置していただきました。法定外繰り入れができないということについて、その予算を何に使うかというところにおいて、やはり国保のために使っていただくということをしていただいております。そうした住民福祉を守るのは、住民にとって最も身近な市政なわけでありますけれども、議会で国、県の方針を決めなければいけないという非常につらい立場に議会はあるわけでありますけれども、私は、市民生活を守る。そうした観点で葛城市国民健康保険税条例の一部を改正する案に反対いたします。

以上です。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに 賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

吉村議長 起立多数です。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第6号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第7号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第8号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 私は、葛城市介護保険条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論に参加 いたします。

来年度は、3年に1度の介護保険料の改定の年度になっております。その改定のための条例ということであります。介護保険給付の財源は、公費が50%、個人が負担する保険料が50%と定められております。したがって、介護サービス利用者がふえて介護給付費がふえてまいりますと、介護保険料が上がるという仕組みになっております。現在、高齢者の増加に伴い、介護保険料は3年の見直しごとに上がってまいりました。葛城市の今後3年間の第7期介護保険基準月額は5,960円とする。そうした条例改正案でありますけれども、第5期では基準月額は4,100円でした。第6期が5,000円、第7期が5,960円。大体3年に1回ごと、1,000円ずつ介護保険料が引き上がっていくという状況になっております。そのために今回さらに、国の方針の改定によって、介護保険財源となる保険料のうち、65歳以上の1号被保険者の負担割合が、これまで22%であったものが23%、1%引き上げられて、高齢者の方の負担割合がふえております。先ほど述べました国保税も引き上がる。そして介護保険料も引き上がる。年金は上がらない。大変厳しい生活を高齢者の方は強いられることが予想されま

す。

現在のこうした介護給付と介護保険料の負担が連動する制度にありましては、やはり公費の負担割合をふやしていかない限り、保険料負担がどんどん上がって、高齢者の生活にとっては耐えがたいものになっていくと思います。あるいは、逆に介護サービスをどんどん外していく。要支援1、2についても、これは地方財政の方での負担に切りかえられていくようですけれども、こうした介護サービスを切り下げるかということになってしまいます。そうすると介護保険料を払っても、まともにサービスを受けれないという状況になります。

この間、政府は、高齢者の自然増による毎年1兆円余り必要となる社会保障費の増額分を5,000億円以下に抑えるということを安倍政権は行ってまいりました。その結果、給付サービスを外したり、あるいは保険料の負担がふえたりしてきているわけであります。阿古市政のもとでは、要支援1、2のサービスについては、引き続き手厚く守ってこられている予算を立てておられますけれども、そのことについては敬意を表しながらも、やはり国全体に働きかけて、介護保険料、公費負担をふやしていかない限り、持続可能な介護保険制度にならないと思います。日本共産党は、介護保険制度が必要なときに安心してサービスが受けられる制度であることを求めて、保険料を納付することができる水準に保険料額を抑えていく。そのために国や県がもっと公費を負担することを求めてまいります。

以上の理由によりまして、本条例案に反対いたします。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

2番、梨本君。

梨本議員 私は、議第8号、葛城市介護保険条例の一部を改正することに賛成の立場で討論させていただきます。

現在、葛城市は4人に1人以上が高齢者であり、平成37年度には団塊の世代が後期高齢者になる状況を見据えた第7期の介護保険事業計画が策定されました。この計画に基づいて介護保険料が見直された結果、約19%の値上げになっています。その要因については、要介護認定者の増加と市内における施設サービスの整備が進む中、奈良県医療構想と介護保険事業計画との連携による医療の長期療養病床から介護保険施設への転換が推し進められることにより、このような上昇が見込まれることになっております。

他の自治体では、介護保険準備基金を投入して介護保険料の上昇を抑えている自治体もありますが、葛城市においては、基金の保有残高が少なく、取り崩しができない状況において、標準月額5,960円と見込まれた保険料の設定には、苦渋の選択であったことと推測いたします。また、この計画は、地域包括ケアシステムの深化・推進に加えて、障がい者を含めた地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備も位置づけされており、本市の介護保険事業の充実と適正な運営に取り組まれることを切にお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに 賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

吉村議長 起立多数であります。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第11号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第19号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第19号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第20号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第20号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第21号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第21号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第22号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第22号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議第18号議案を議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

14番、下村正樹君。

下村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第18号、平成29年度葛城市一般会計補正予

算(第8号)の議決につきまして、総務建設常任委員会の関係部分について審査の概要及び 結果をご報告いたします。

質疑では、地域活性化事業費の社会資本整備総合交付金国庫補助金返還金1億6,457万円の内容について伺いたいという問いに対し、国庫補助金返還金のうち、道路局の返還分については、社会福祉法人の建物移転補償の契約が葛城市土地開発公社との契約であったことを理由に補助対象とならなかったため、相応分の返還金として6,457万円を計上させていただいた。また、都市局の返還分については、事業を推進していく中で生じた都市再生整備計画の変更申請のおくれなどが要因となり、8月に実施された県の完了検査によって、現在の建物仕様と計画の申請内容とが異なる部分について目的外使用と判断されたため、交付金を返還することになった。返還する金額としては今年度中に確定すると思われるが、これまでに県、国との最終的な協議をさせていただいた中で、現時点での概算として約1億円を計上させていただいたという答弁がありました。

さらに、委員からは、補助金の返還が決まってからこれまでの間、返還金額について県、 国とどのような交渉を行ってきたのか伺いたいという問いがあり、本来であれば都市再生整備計画に係る補助金について、全額返還しなければならないところから、目的外使用と判断された部分について解釈上の相違の部分も含め、県や国に再度説明をさせていただき、返還金額を最大限縮減できるよう精いっぱい努力した結果、今回の概算金額となったという答弁がありました。

また、総務管理費の法律相談業務委託料の内容及び委託先について伺いたいという問いに対し、今定例会で議案提出させていただいている訴えの提起に係る民事訴訟の弁護士費用として288万円を、学校給食センターに係る契約解除に関して、市が訴えられている事件の弁護士費用として62万円をそれぞれ計上している。なお、当初予算では訴訟案件が出てきた場合を想定して100万円を計上していたので、学校給食センターの契約解除に係る分については当初予算分を執行し、不足する費用を計上している。また、委託先については、いずれも葛城市と顧問弁護士契約を締結している川﨑法律事務所となっているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でありますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また、多くの意見が出 されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の報告といたします。

吉村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

11番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第18号、平成29年度葛城市一般会計補正予 算(第8号)の議決につきまして、厚生文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び 結果をご報告いたします。

まず、質疑では、保育所費の賃金2,495万円の減額の理由はという問いに対して、保育士の予算については、正規職員は給料、嘱託職員は報酬、日々雇用職員は賃金という3種類の

予算を計上している。今回の賃金の減額の主な要因は、新たな保育士の確保が困難な中、 日々雇用職員を長期安定した身分で働き続けてもらうために、数名の日々雇用職員を嘱託職 員として雇用したことや、短期間契約の保育士を補うための保育士や障がい児童への加配す る保育士などを予算計上していたが、保育士のシフトを工夫することにより運営ができたの で、10名分の賃金が不用となり減額補正させていただいたという答弁がありました。

次に、幼稚園管理費の工事請負費1,932万2,000円の内容はという問いに対して、葛城市立 幼稚園5園の中で空調設備が設置されていない保育室に空調機器を設置するための費用であ り、設置予定の幼稚園及び設置台数については、忍海幼稚園の保育室4室及び當麻幼稚園の 保育室4室に各2台ずつ、合計8室に16台を設置予定であるという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、工事予定及び稼働時期はいつごろを予定しているのかという問いに対し、当初計画では平成30年度で要望する予定であったが、国の平成29年度補正予算に採択されたもので、今回の補正予算に計上して事業を来年度に実施することになった。工事は夏休み期間中を想定しており、保育室の広さに必要とする機能、能力が発揮できる場合であれば、電気、ガスを問わず、稼働時期については9月初めに稼働できるよう計画してまいりたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託されました関係部分につきましては、全会一致 で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上でありますが、このほかにも各委員から活発な質疑がされ、数多くの意見が出されて おりますことをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

吉村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 私は、議第18号、平成29年度葛城市一般会計補正予算(第8号)について、反対の立場から意見を述べます。

今、反対と申し上げましたけれども、私は、おおむねこの一般会計補正予算については賛成であります。先ほど申し上げましたように、国民健康保険事業の奈良県単位化に向けて、葛城市の国民健康保険会計の財政基盤安定のために補正予算が組まれておりますし、また、水光熱費等の減額のために電気代の節約、非常に大きな成果を上げているということも厚生文教常任委員会等の議論の中でも明らかになっております。したがいまして、おおむね私はこの予算案には賛成なのでありますけれども、ただ1点、これは市民にとっても見過ごすことのできない重大な支出が計上されています。それにおいて、私は反対を表明するものであります。

それは、歳出の中の第6款土木費、2項道路橋りょう費、7目地域活性化事業費、23節償還金利子及び割引料の欄に、社会資本整備総合交付金国庫補助金返還金1億6,457万円が計上されていることであります。この点につきましては、先ほど総務建設常任委員会の下村委員長の方から、この補正予算審議の中においても議論がなされたことが丁寧にご報告がありました。この国庫返還金について、私は、その支出について反対するものであります。

この国庫返還金につきまして、総務建設常任委員会に付託されて審議されておりましたが、 私は委員外議員として傍聴に参加しておりました。この議論の中で、1つは、柊の郷の移転 補償に関係して、国庫補助対象とならない土地開発公社と柊の郷との間で契約が結ばれた。 そのために6,457万円の国庫補助金の返還金になった。そういうことが明らかにされました。 もう1つは、道の駅かつらぎ本体の建設について、建物の建設ですが、国庫補助を受ける ことができる当初の計画設計を何度も計画変更したために、国庫補助金を受けることができ ない状況になった。これは、先ほど下村委員長の報告にありましたように、全額国庫返金を 求められると。委員会の中では7億円を超えてたと思いますけれども、そうした返金まで求 められるような事態に道の駅かつらぎ建設事業があったということでありますけれども、こ のことについて、私は初日の本会議でも質問で問いましたけれども、これはやっぱり議会に 対してちゃんと説明があったのかどうかということであります。説明がないからこうした補 正予算で出てきているわけでありまして、そういう意味でも当時の前市長、前理事者らの責 任が問われるところであります。道の駅かつらぎ建設の本体の方では、先ほどありました国、 県とのさまざまな交渉の中で、阿古市長、理事者の努力によって、当初7億円全額返金と言 われたものが、見込みとして当座1億円程度ということでおさまっておりますけれども、私 は、これら1億6,457万円を市民に負担させるのかという問題であります。そもそも国庫補 助金を受け取ることができない土地開発公社の契約をなぜ実行したのか。これについては、 先ほど訴えの提起の中の案件にもありました二重契約を葛城市が結んで、実際には土地開発 公社の契約で実際に移転補償を行っている。そのことに対して補助金がおりない。このこと に対して議会がどうだったのか。そのことが議会で問われると思います。

それから、2つ目の、計画変更でありますけれども、計画変更、計画変更、何でそんな計画変更を繰り返したのか。補助金申請した当初の計画と大きく変更したために国庫補助金を返還しなければならない。そんな返還が生じるほど、なぜ計画変更したのか。これについても議会にちゃんとその当時報告があったのかどうか。これが疑われるわけであります。まさに議会の責任として、この問題をしっかりと追及することなしに、市民に今本会議で補正予算として1億6,457万円を負担させるのかということであります。私は、市民の代表である議会こそが、この問題の解決、その責任を果たすべきだと考えます。そのために、この補正予算の1億6,457万円、すんなり認めてはならないと考えております。これは、阿古市長の責任ではございません。阿古市長は、国庫返還金が生じたことに対して大変努力をされましたけれども、前市長、前理事者らが引き起こした問題であります。私は、これらの責任者に対してきちっと説明責任を求めない限り、1億6,457万円の支出を安易に認めてはならないと考えるものであります。したがいまして、真相を明らかにするためにも、100条調査権を

持つ特別調査委員会を立ち上げて、やはり証人として来ていただいて、説明を求める。裁判等に係る、訴訟等に係ることで、当然、真相はしゃべれないとおっしゃるかもわからないけれども、少なくとも議会の責任として、そうした証人を呼んできちっと責任を果たして、説明責任を求めると、それは議会の責任として私はやることだと考えているわけであります。

お隣の大和高田市では、新聞報道によりますと、道路建設にかかわる移転補償について不正な支出があったということで、国庫補助金を返還しなければならない。600万円足らずだったと思いますけれども、これについては市長が、あるいは副市長が責任をとって給与を減額して返済するという条例まで大和高田市議会は可決しているわけであります。私は、こうした1億6,457万円は莫大な金額です。これを当事者の責任者の説明責任を果たさせることなしに、議会がそれを見過ごしてこうしたお金を認めていくということは、私は反対であります。

残念ながら、全員協議会、全員の方が参加されていない昨日の協議会ですけれども、百条調査委員会というところまでなかなか賛同者がいらっしゃいませんでした。しかし、今ここで、私はこういうふうに議場にいらっしゃる皆さんにお訴えしたい。本当に市民に対して説明責任が果たせるのか。百条調査委員会を設けずして、責任者をちゃんと呼んで説明責任を果たさせること抜きに市民にこうした負担をさせることができるのか。そのことをしっかりと考えていただきたい。そして、この議会において、ぜひこうした委員会を立ち上げていただくならば、これは国庫返還金ですから絶対払わなければいけないお金なわけです。議論したって、これ、とめたって、国に返さなくてはいけない問題ですから、だから少なくともそうした委員会を議会として立ち上げるよう、議員の皆さんのお考えをぜひそういう方向に持っていっていただきたいということをお訴えいたしまして、私の反対討論といたします。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第18号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

吉村議長 起立多数であります。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議第23号から日程第29、議第32号まで、以上10議案を一括議題といたします。本10議案は、予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

11番、西井覚君。

西井予算特別委員長 去る5日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託されました平成30年度 当初予算10議案につきまして、13日から16日までの4日間にわたり委員会を開催し、慎重に 審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告いたします。

まず、議第23号、平成30年度葛城市一般会計予算の議決についてであります。

歳出の議会費では、議場等映像録画配信システム使用料65万9,000円の内容はという問いに対して、議会が開催する本会議や委員会の会議模様について、平成29年9月定例会からインターネットによるライブ中継の配信をしているところでありますが、それに加え、平成30年度からは中継映像の録画配信を実施したいと考えている。開始時期については平成30年6月定例会からの実施を予定しており、予算については一月当たり約6万5,900円のシステム使用料を10カ月分計上させていただいているという答弁がありました。

次に、総務費では、交通安全対策費の委託料の内容はという問いに対し、委託料のうち、 自転車等駐車場管理委託料105万5,000円については、近鉄磐城駅前の市営駐輪場の管理業務 をシルバー人材センターに委託する費用であり、駅前駐輪場整理委託料55万3,000円につい ては、市内の各駅前駐輪場における自転車の整理などを社会福祉法人ふれあいの会や、葛城 市社会福祉協議会に委託する費用となっている。また、放置自転車等処分委託料25万1,000 円については、市内の各駅に放置され、駅利用者の駐輪の妨げとなっている自転車を、平成 29年4月から稼働を開始した葛城市クリーンセンターにおいてリサイクル処分する費用とし て、今回新たに計上させていただいたという答弁がありました。

また、企画費の国際交流事業委託料の内容はという問いに対し、訪日外国人観光客の増加などにより、これまで以上に外国が身近になっている中、葛城市としても国際的なコミュニケーション能力を身につけることが不可欠であり、特に次代を担う子どもたちのグローバル化に適応できる教育環境を整え、世界で活躍できる人材に育成していくことが非常に重要であると考えている。平成30年度については、友好提携都市の選定を引き続き計画的に推し進め、そのために必要な通訳や資料の翻訳に係る委託料や旅費などを含め、全体的な枠取りとして200万円を計上しているという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、友好都市の提携について、どのような方法で対象都市の選定を行うのかという問いがあり、友好都市提携については、これまで実施している訪日教育旅行やホームステイの相互受け入れなどの教育交流の取り組みや歴史・文化的なつながり、また観光インバウンドを軸としたアプローチを通じて、県などの関係部局と連携しながら検討してまいりたいという答弁がありました。

次に、民生費では、ひとり親家庭等医療費助成制度の概要及び平成29年度の対象人数はという問いに対して、ひとり親家庭等医療費助成の概要として、児童扶養手当を認定している者をひとり親とみなし、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例により支給をしている。支給に対しての所得制限はなく、自動償還方式を採用しており、医療機関で支払った金額から、一部自己負担分である500円ないし1週間以上入院された場合は、1,000円を除いた金額が3カ月後に指定金融機関口座に振り込まれるものである。また、平成29年の対象者は、母子947人、父子99人で合計1,046人であるという答弁がありました。

次に、敬老祝い品及び敬老記念品の対象年齢及び対象者はという問いに対して、敬老祝い品については88歳と100歳の方に配布するもので、平成30年度の対象者は、88歳の方が163名、100歳の方が9名である。敬老記念品については、70歳以上の方を敬老会に招待するときの記念品として配布予定のものであり、7,844名分を予算計上しているという答弁がありまし

た。

この答弁を受け、さらに委員からは、敬老記念品について、今後の配布方法はどのように考えているのかという問いに対して、平成29年度において、安否確認の観点から手渡しで配付をすることを検討したが、人員確保ができず、郵送配付となった。そのため、平成30年度についても郵送配付で考えており、安否確認の方法については今後の課題であり、検討してまいりたいという答弁がありました。

次に、衛生費では、産婦人科一次救急負担金125万2,000円が予算計上されているが、一次とはどこが指定されているのかという問いに対して、産婦人科一次救急については、緊急時に妊婦をたらい回ししないよう奈良県下全体の妊婦の緊急対策措置として3つの病院、10の診療所が輪番制で対応しているものである。病院は、市立奈良病院、大和郡山病院、桜井病院であり、市内に対応している診療所はなく、近隣では橿原市の酒本産婦人科医院、香芝市の林産婦人科五位堂医院などであるという答弁がありました。

次に、ごみ焼却施設運転管理委託料 2 億4,537万円は昨年と金額が同額であるが、その理由はという問いに対して、ごみ焼却施設運転管理委託については契約が 2 件含まれており、1 件目は、焼却施設運転管理業務として8,637万8,400円で株式会社川崎技研と契約しており、2 件目は、リサイクル施設運転管理業務及び資源ごみ等収集運搬処理業務として葛城市一般廃棄物収集事業協同組合と 1 億5,899万7,600円で契約しているというものである。平成28年度に 3 年の長期継続契約を締結しているため、昨年と同額で予算計上しているという答弁がありました。

また、委員からは、運営業務検討委託料432万円が新規で予算計上されているが、内容は という問いに対して、運営業務検討委託について、平成31年度末にごみ焼却施設運転管理委 託が終了となるため、平成32年度以降のごみ焼却施設運営業務をどのようにするかという方 向性を検討するものである。運営方法や契約内容などを含め、安全面、コスト面などさまざ まな角度から検討し、長く施設を使用するために一番よい方法を検討してまいりたいという 答弁がありました。

次に、農林商工費では、現在、あまり使用されていない農業者健康管理休養センターの管理費が、前年度と比較して約2,500万円の増額となっているが、その理由は。また、施設の一部を民間の福祉事業所が借り受けているが、光熱水費については事業所に負担してもらっているのかという問いに対して、増額の理由といたしましては、休養センターに隣接する多目的ホールの屋根が以前から雨漏りしており、10月の台風21号により更に雨漏りがひどくなったため、この施設の利用実態を踏まえ、施設の長寿命化を図り、大切に維持管理しなければならないという思いで、屋根を葺きかえる工事費として2,100万円、また、それに係る設計委託料として200万円を予算計上させていただいたことが主な要因となっている。なお、光熱水費につきましては、メーターをつけさせていただいているので、使用した分は事業所に負担していただいているという答弁がありました。

また、観光費の観光アドバイザー会議の委員構成及びこれまでの会議においてどのようなアドバイスをいただいたかという問いに対し、大阪観光局理事長の溝畑宏氏を委員長、また

市長を副委員長とし、さまざまな分野の専門家にも入っていただき、合計11名の委員構成となっている。会議開催については平成29年12月に開催しており、内容としては、相撲館で実施している体験プログラムの動画を視聴いただき、相撲館のインバウンド政策についてアドバイスをいただいた。会議を通じて委員の専門的な知見からいただいたご意見を行政施策として具象化することが重要であると考えており、平成29年2月に開催した会議においても、もっとインスタ映えするようなものを相撲館に取り入れてはどうかといったご意見もいただき、現在、本年度の予算の範囲内でその作業を行っているところである。今後も引き続き会議を開催したいと考えており、平成30年度は1回分の開催費用を計上させていただいたという答弁がありました。

次に、土木費では、公園管理費の予算が前年度より9,000万円ほど増額になっているが、 その理由はという問いに対し、公園管理費のうち、工事請負費について、台風21号豪雨の影響により當麻寺の西側にあるA沢に土砂が堆積したため、その撤去などに係る費用や公園施設長寿命化対策支援事業として実施する新町運動公園のメイングランドの管理棟更新工事の費用、また、その管理棟工事に係る設計監理業務の費用を新たに計上していることが主な要因となって前年度よりも増額となっているという答弁がありました。

また、都市計画総務費の、景観計画策定業務委託料が計上されているが、その内容及び前年度に計上されていた電柱類地中化検討資料作成業務委託料との関連性はという問いに対して、本年度に実施した電線類地中化検討業務の委託については、無電柱化事業の対象となる路線などについて、今後実際に事業を進める上での問題点やメリットなどを検討する作業を委託したもので、間もなく成果品が提出される予定である。行政としては無電柱化事業を景観行政の中におけるまちづくりの手法の1つという捉え方をしており、新年度予算で計上している景観計画の策定業務の委託については、葛城市にふさわしい景観とは何か、また、その景観をどう保全していくかといった具体的な方針や規制などを定める計画の策定を委託するものであるという答弁がありました。

次に、消防費では、災害対策費における感震ブレーカー設置補助金43万円の内容はという問いに対し、阪神淡路大震災では、地震の揺れが原因で転倒した電気機器からの出火などによる火災被害が非常に多くあり、このような通電による出火防止対策として、地震の揺れにより電気を自動的に遮断する感震ブレーカーを設置する世帯に対し、購入費に係る経費の一部を補助するものである。安心・安全のまちづくりの一環として、市民の意識づくりのために新年度より新たに実施するもので、3種類の機器を各10台、計30台分を予算計上しているという答弁がありました。また、防災士育成事業補助金で、現在の防災士の人数及び育成事業の補助内容はという問いがあり、現在、葛城市の防災士会に加入されている防災士は73名おられる。補助内容については、防災士の資格登録に要する費用として1人当たり1万1,000円の補助を行うもので、市内44カ大字に各1名を目安に44名分を予算計上しているという答弁がありました。この答弁を受け、さらに委員からは、防災士講習の内容及び昨年度の事業実績はという問いがあり、県の防災士研修が3日間と、救急救命講習の1日間の計4日間の研修を受け、資格取得の試験を受験していただく。昨年度は18名が参加し、17名が防

災士の資格を取得されたという答弁がありました。

次に、教育費では、平成30年度の市長施政方針では、児童・生徒の健康維持と学習に集中するための環境整備の一策として、小学校から順次トイレの洋式化も含め、施設改修を実施するとなっているが、その内容はという問いに対して、小学校費の学校管理費工事請負費9,229万2,000円のうち、トイレ改修費用として5,680万9,000円を予算計上している。平成30年度は磐城小学校の新館1階、2階の児童用トイレと、當麻小学校の北館1階、2階、3階の児童用トイレの洋式化を含めた全面改修の実施を予定しているという答弁がありました。

また、平成29年度の当初予算書に計上されていた児童安全下校指導業務委託料が、今回の予算書から項目がなくなっているが、小学校費の臨時雇用賃金が増加しているのと関係があるのかという問いに対して、児童安全下校指導事業については、これまで市のシルバー人材センターに委託して安全指導を行っていたが、上部団体である全国シルバー人材センター事業協会より、警備業法改正に伴い、登下校時の安全指導の業務委託に警備業法の資格認定が必要との指導があり、平成30年度より市が安全指導員を直接雇用し、下校時間に合わせて引率、安全指導を行うこととした。費用については委員のご指摘のとおり、委託料ではなく賃金として前年度と同様の金額を予算計上しているという答弁がありました。

次に、災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費が増額となっている理由はという問いに対して、昨年の台風21号の影響で非常に大きな被害が出たことを受け、平成29年度中に専決処分及び補正予算で復旧対応をさせていただいた。この経験をもとに、今回のような規模の災害被害が起きた場合により、迅速に対応するため予算計上のあり方を見直した結果、災害復旧費については予算計上の枠をそれぞれ1,000万円増額したものであるという答弁がありました。

次に、歳入では、個人、法人市民税が前年度と比較して1億2,540万円がふえている理由はという問いに対して、国の景気動向指数の基準判断が改善となっているところから、地方財政の税収が増加するという見通しを受けたこと、また、本市においては人口も微増していることに加え、予算計上の方針を決算見込みをベースに変更したことも増加になった要因である。個人市民税の均等割は、前年度の納税義務者数に過去の伸び率から普通徴収3,800人、特別徴収1万300人、年金特別徴収2,400人を見込み、この人数をもとにして均等割5,650万円を求めている。所得割についても過去の決算額から平均所得割額を算出し、20%が普通徴収として2億9,326万円、80%を特別徴収として11億7,905万円、合計15億2,000万円を計上している。法人市民税の均等割も同様に過去の申告数を参考に、法人数を636社と見込み8,020万円を計上し、法人税割について主要法人の今年度の実績を参考にし、消費税などの景気動向を注視しながら過去5年間の平均額を考慮し、1億9,900万円を予算計上したものであるという答弁がありました。

最後に、総括質疑では、議会における予算審議を行う上で、行政当局から示された説明資料については、議会基本条例に規定されているように、市民の代表である議員が審議を深めやすいよう、よりわかりやすい資料の作成をお願いしたいところであるが、今後において対応いただけるかという問いに対して、時間的、人員的に限られている中でどこまでできるか

も含め、可能な限り検討してまいりたいという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第24号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてであります。質疑では、平成30年度より国保の県単位化が実施されるが、制度改正により国保会計のお金の流れはどのようになるのか。また、事務量がどのように変わるかという問いに対し、奈良県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担うことになる。具体的には、県内で保険料負担を公平に支え合うために、県は市町村ごとに国保事業費納付金を決定し、その納付金を各市町村から集め、保険給付に必要な費用を普通交付金として、また、保健事業を要する費用などを特別交付金として市町村に支払われることになる。また、事務量については、県は現在、市町村で行われている事務のうち、県域で実施することにより効果的な医療費適正化の取り組みを推進するとしているが、実際に制度運営が開始されないとわからない部分があるが、市町村の事務量はそれほど変わらないと考えているという答弁がありました。

また、特定健康診査等事業費に計上されている特定健康診査委託料が前年度より減額になっている理由と現在までの特定健診の受診率はという問いに対して、まず、特定健診の受診率については、平成26年度29%、平成27年度30.1%、平成28年度31.4%と年々上がってきており、本年度は1月末時点で30.5%となっている。委託料については、前年度の当初予算は目標受診率50%で計上していたが、平成30年度はこれまでの受診率の実績に基づき積算したため、また、国保県単位化により支払い手数料の予算科目が委託料から負担金に振りかえられたことにより減額となっているが、検診内容などの縮小はしていないという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第25号、平成30年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、認知症予防教室委託料300万円の内容はという問いに対し、委託事業として、 従来から認知症の傾向がある方に対し、それ以上進行しないよう二次予防事業の対象者認知 症予防教室を開催しており、介護予防・日常生活支援総合事業に移行してからも介護予防生 活支援サービス事業として同様の対象方法で事業を実施していた。来年度においては、認知 症予防について対象者の方に通所していただくのではなく、公民館に出向き、一般市民の方 を対象に教室を開催し、広く啓発していくよう予算計上させていただいたという答弁があり ました。

さらに委員からは、徘徊高齢者家族支援事業基本料12万6,000円及び家族介護慰労金支給事業95万円の内容はという問いがあり、徘徊高齢者家族支援事業は、認知症などにより徘徊行動が見られる高齢者の家族を支援するため、登録者が徘徊された場合にはGPS機能などを利用して位置情報提供システムを活用し、居場所がわかるよう事業を実施している。内訳については、機械代と徘徊高齢者の検索配信システムからのデータ提供料である。また、行

方不明時に早期発見を図るため、徘徊高齢者等SOSネットワーク協力団体と連携しており、現在48の企業と協定を結んでいる。また、家族介護慰労金支給事業について、重度な要介護者を在宅で基準日より1年間介護している家族に対して慰労金を支給するもので、内訳として、要介護4の方対象に年間1万円を25名分、要介護5の方対象に年間2万円を25名分、介護認定4もしくは5を受けていながらサービスを利用していない方に対して年間10万円、2名分を予算計上しているという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第26号、平成30年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてであります。 質疑では、葛城市内における下水道整備について、事業計画に対する整備状況はという問いに対して、下水道整備については、現在、平成23年度計画に基づき事業を進めているところであり、認可面積の約1,228~クタールのうち、平成28年度末時点で整備面積が約1,117~クタールとなっており、整備率は90.97%である。なお、下水道の整備計画はおおむね7年ごとに見直しをしており、平成30年度より新たな整備計画に基づき事業を進めていくという答弁がありました。

また、当初の整備計画になかった市街化調整区域内の農地における宅地開発などが多く発生しているように思うが、そのような場合の対応はどうなっているのかという問いに対し、 農地から宅地にされた場合、個人住宅においては下水道管から公共汚水升までは市が工事を 行うが、宅地開発や分譲住宅地においては事業所負担とさせていただいている。本市におい てもミニ開発など土地の利用の活性化が進んでおり、当初の計画になかった区域の追加整備 については、計画変更して対応しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。 次に、議第27号、平成30年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、歳出の給食材料費 2億295万5,000円について、前年度よりも881万円の増額になっている理由はという問いに対して、米飯給食の回数が週 3 回から 4 回にふえたことと、米飯納入業者の変更や仕入単価の増額、また、児童・生徒数の増加や副食代の増額などが要因となり、原材料費が増額となっているという答弁がありました。

また、原材料費については、給食費として保護者に全額ご負担いただくのが原則であるが、 昨今の葛城市においては、給食費だけでは賄えておらず、その差額相当分については一般会 計からの繰入金で補っている。平成30年度においても約1,900万円の差額が生じているが、 今後も公費負担は続けていくかという問いに対して、原材料費について、野菜の高騰などが 要因となり、給食費だけでは賄いきれないのが実情である。おいしい給食を目指す中でそう いった材料費の値上がりが生じているという現在の状況については、まずは保護者の方に知 っていただくとともに、学校給食運営委員会でいただいたご意見なども保護者の方々に周知 を行いながら、今後の方向性を探ってまいりたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。 次に、議第28号、平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてで あります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議第29号、平成30年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、墓地返還に伴う平成29年度償還金の見込みはどのようになっているのか。また、返還される理由はという問いに対して、本年度、現時点での返還実績は、A区画2件、B区画14件、C区画2件の合計18件である。主な返還理由としては、遠方への引っ越しなど転居によるもの、また、将来のことを考え墓地を購入したが、近くに子どもが住んでおらず墓守がいないということなどであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。 次に、議第30号、平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてであります。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決する ものであると決定いたしました。

次に、議第31号、平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、歳入における後期高齢者医療保険料について、前年度より増額となっている理由はという問いに対して、後期高齢者医療保険は制度の安定した運営のため、保険料率を医療給付費に要する費用の見込み額などに照らして2年ごとに見直すこととなっている。平成30年度は保険料が改定される年度であり、均等割額については4万4,800円から4万5,200円、所得割率については8.92%から8.89%に改定されたこと、また、団塊の世代の方々が75歳の年齢到達を迎えることにより、後期高齢者の被保険者数がふえたことが保険料増額の要因と考えられるという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

最後に、議第32号、平成30年度葛城市水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、葛城市内の配置されている水道管のうち、老朽化した水道管はどの程度あるのか、また、全ての水道管の耐震化が完了するまでの見通しはという問いに対し、平成28年度末で葛城市の配水本管の延長は約229キロメートルあり、そのうち40年以上の経過した老朽管は8.4%で約19.2キロメートルになっている。老朽管の耐震化については、毎年約2億円ずつ予算を計上しながら年次計画を立てて耐震管への入れかえ工事をしているところであり、毎年最大で約2キロメートルの更新を行っているが、このペースで進むと今後100年近くの期間を要することになるので、もう少し早いペースで整備できるよう、計画の検討をしてまいりたいという答弁がありました。

また、県が進める県域水道一本化構想について、葛城市としての今後の方向性はという問いに対して、葛城市は県水の依存度が約20%となっており、他の市町村と比べても低いため、 県下で最も安価な水道料金となっている。そういった状況を踏まえた上で、県域水道一本化 については平成30年度より設置される県と市町村などとの検討会において協議を行いながら、 今後の葛城市としての方向性を検討してまいりたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上でございますが、そのほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望 が出されたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

以上でございます。

吉村議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時25分

再 開 午後1時45分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第20、議第23号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第23号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決いたしました。

日程第21、議第24号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計予算に反対する立場で討論に参加します。

先ほど条例案が可決されました。奈良県の県単位化ということで、国民健康保険制度が大きく切りかわる中で、先ほどの条例のところで可決された、そのもとで行うこの特別会計ということであります。先ほど述べた理由によりまして、反対いたしたいと思います。

以上です。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

4番、奥本君。

奥本議員 議第24号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論 させていただきます。 国民健康保険制度は国民皆保険を支える医療保険として、地域住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしています。しかしながら、多くの市町村国保の財政運営を見てみますと、歳出面では、被保険者の高齢化や医療の高度化に伴って医療費が増加し、歳入面では、長引く経済の低迷による国保税収入の減少などから、大変厳しい運営状況となっています。このような状況のもと、国におきましては持続可能な国保制度を構築するために公費負担を拡充し、また、県においては平成30年度からは県単位化となり、各市町とともに国保の運営を担うとともに、財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担うことになります。

新年度の予算は、奈良県と協議をした保険料方針に基づき計上されております。また、保健事業におきましては、生活習慣病を早期発見し、未然に重症化を防ぐ特定健康診査等の事業を継続的に推進され、被保険者の方々の健康の保持増進に努めることとされています。今後も引き続き奈良県と十分に協議、連携し、葛城市の被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう努めていただくことをお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第24号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに 賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

吉村議長 起立多数であります。よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第25号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 平成30年度葛城市介護保険特別会計予算について、反対の立場から討論に参加いたします。 これにつきましても、先ほど午前中にございました議第8号、葛城市介護保険条例の一部 を改正することの中で私は反対の理由を述べました。同じ理由でこの特別予算についても反 対いたします。

以上です。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

3番、吉村君。

吉村始議員 私、議第25号、平成30年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

葛城市の高齢化率は26.5%を超えて、まさに4人に1人以上ということになっております。 全国平均とほぼ同じ水準で上昇しており、高齢者の方々を取り巻く環境も厳しい状況である ことには間違いありません。さて、今回策定されました第7期介護保険事業計画では、社会 情勢や制度改正に対応し、地域包括ケアシステムの深化、推進と介護保険の持続可能性の確 保とともに、障がい者を含めた地域共生社会の実現に向けた取り組みなどにも対応した計画になっていると思います。前期に引き続き、介護保険料は年々増加する介護給付金、介護施設整備の影響などで、本市としても標準月額5,960円、約19%の値上げということになっております。他市におかれましても、朝日新聞の調査によりますと月6,000円を超えてるのが6割を超えてくるということになっております。しかしながら、地域支援事業における自立支援、重度化防止に向けた介護予防・日常生活支援総合事業の幅広い展開と、まち全体で支え合いを目指す生活支援体制整備の事業展開をされるというふうに聞いておりまして、介護保険事業の持続性の確保を図ろうという施策においては期待するところでございます。

初年度である第7期介護保険事業計画の施策推進と、本市の介護保険事業の拡充と適正な 運営に取り組まれることを切にお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第25号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに 賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

吉村議長 起立多数であります。よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議第26号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第26号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議第27号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

12番、藤井本君。

藤井本議員 ただいま上程されております、葛城市学校給食特別会計予算の議決について、反対の立場で討論をさせてもらいたいと思います。

今年度、給食はいろんなことがあり、変化があったわけでございます。改選前から学校給食のことについては理事者と精いっぱい話をしてまいりました。12月議会、また今回の議会の中でも一般質問で学校給食について問いただし、議論を交わしたところでございます。その中で栄養の摂取のとり方とか、意見があって、今後そのように向かっていこうという、議論を深められたということについて、私は、自分で言ってきてよかったなと、このように思

っております。また、それに応えていただくこともお願いせなあかんというふうに思っております。しかし、まだまだ給食の改革ということにつきましては、私の中ではまだ道半ばということで、まだまだ言っていかないといけないところがあるというところの意味を込めまして、4つに分けまして私は反対の討論をさせてもらいたいというふうに思います。もしかしたら少々長いやないかとお叱りを受けるかわからないですけども、お話しさせていただきたい。

1つ目ですけども、私は、学校給食会というもののあり方やというふうに思います。これについて市民の方、またPTAの方、いろんな方が周知されていない。学校給食会の成り立ち、奈良県の学校給食会とともに市町村の学校給食というのが今日まで歩んできている。物資の供給、また安全対策、安心・安全という部分について一緒になって歩んできたという経緯もございます。これが本当に市民の方、知られてない中で、私は議論として進められたということについて、まだまだ市民の方にこういったところの説明不足があったのではないか、ご理解をいただかんなん部分というのはあるかなというふうに思います。その証拠に、奈良県下、給食が進んでますけども、各市町、小・中学校も学校給食をやられております。葛城市は今回パンなりご飯なりでしている学校給食会指定業者を外し外部委託もしている。私はそれについて非常に問題視をしているわけです。葛城市以外の市町村の中で外部委託しているところは、学校給食会の指定工場、指定企業に委託をされているわけでございます。一歩違う、こういうふうなことをする場合は、まだまだ市民の方の理解を得なければならない。市民への説明責任というものが私は欠けているのであろうかというふうに思っておるところでございます。

学校給食会の存在と言いましたけども、2学期から変更になっております米飯の委託会社、これは、奈良県の学校給食会も大阪の学校給食会も、学校給食としての指定をされていないというものでございます。私は、もしそういったところに踏み込むのであれば、指定していただくという努力も必要でなかったであろうかというふうに思っております。学校給食会は、やはり学校給食というものの本質を捉えて、ある一定のルールというものを持ってるわけでございます。食中毒の関係とかも、それだけではございませんけども、そういった中の基準に合わなければ学校給食会の指定工場になれない。そういったものもやはり市民と一緒に学んでいかなければならないというところを、私は欠けていたのではないかと。

また、先般、桜井の方で学校給食会社の火災等もございました。火災があって、その業者が営業をストップされてますので、納品してた市町村へ学校給食会が中心になって、奈良県下の学校給食会指定工場から学校の方におくれることなく給食を配送している、かわりにつくってもらっているという協力体制もあるわけでございます。そういったことも学校給食会のメリットではなかろうかというところでございます。

1つご紹介したい件がございます。今回、一般質問の中で、私は大阪の学校給食、特に中学校の学校給食について紹介をさせていただきました。大阪の中学校の学校給食というのは、学校給食がおくれていた。おくれていたという言葉の言いかえしは、弁当主義をとられていたところでございます。平成20年代初めに橋下知事というのが出てこられて、小学校同様に

中学校も給食を始めなあかんということを打ち出されて、大阪府全体の中学校も学校給食を始められた。しかし、数も多うございます。そんな中で給食センターをつくることもできない。対応するのにデリバリーの弁当屋さんから学校給食をお願いするということで、平成25年ぐらいから進んできたわけでございます。しかし、橋下知事が今度大阪の市長になられて、その中ではこのデリバリー方式というものをやめなければならない。今、新しく、若い吉村市長さんにかわられましたけども、この方の就任の所信の挨拶の中では、自分の任期の間にデリバリーの会社から、お弁当屋さんからの給食というのを全面廃止し、主食については大阪府学校給食会から仕入れたものをするというふうに、大阪市ではこう取り組まれてる。葛城市が進んでるのと全く逆行してるわけです。若い市長さんもいろんな改革というものを取り上げながら、やはりそれが正しいだろうというふうにやられてるわけでございます。この方の考え方全てを私は肯定するわけではないですけども、しかし大阪とてそういうふうな形で進んでおられるということをご紹介させてもらって、学校給食会の存在というものが忘れられているということを1点目としてお話ししたいと思います。

次、2点目に入らせていただきます。私は、そんな中でも、大阪の方にかえられてメリットがあったのかというとこでございます。朝から委員長報告にございましたけども、原料代が高くなっている。加工賃も高くなりましたと、こういうことでございます。この間、一般質問等でお話もお聞きもしましたけども、この話が進んだ発端となったのが異物混入でございますが、髪の毛、虫、または金属片、毎月のように変わらずお弁当のご飯の中にも入っておるという状況。それでおいしくなって子どもたちに大きな反響を得たのかということも、まだそれは実証されてないところでございます。何のメリットがあってこのようにされたのかということはもう一度考えていかなければならないことであろうということをこの場で申し上げておきたい。

3つ目でございます。私は、葛城市に新しい給食センターを建築する前に災害時の対応というものを絶対に学校給食の中で考えておかなければならないということを申し上げてまいりました。先日も議事録を見てましたけども、平成26年3月議会や平成26年9月議会の委員会の中で、私はそのような質問をさせてもらっている。何を言いたいかというと、東日本大震災という大きな災害がありました。学校給食が行った措置というのが、避難されてる方を初め、いろんなところで役に立った。文科省は、学校給食もそういう場合には、避難されてる方に対しての供給を行いなさいというようなことを通達として出しているところでございます。しかし、葛城市は、すばらしい学校給食センターができましたが、あいた土地に建てられたというところで、そういった災害時の対応というのはできてないわけでございます。極端な話で行くと、おかずはつくってるけどご飯は炊けない、こういうふうなことでございます。もし葛城市の中で大きな災害が起きた、避難者も出たときに何をそうしたら供給していくのか。こういったこともやはり私は考えていかなければならない。大きな判断をされた中で、このことについてはまだまだ議論を進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

最後、4つ目でございますけども、安全・安心、おいしい給食ということを目指すんだ。

今回の阿古市長の施政方針の中にもこの言葉が出てまいります。しかし、今回4月からのパンについて私はお話しさせてもらいたい。1年前まではどうであったか。朝から業者さんが焼いたパンを子どもたちに配っていたというんです。これが今の議会に出されてる業者さんからは、前日に焼いたものを子どもたちに食べてもらう。私からいうと、これ、いつから始まったことかわからないですけども、葛城市が誕生したそのときぐらいからは少なくとも、やはり朝から焼いたパンというものが子どもたちに渡っていた。おかずもご飯も炊きたて、できたて、焼きたてというものが子どもたちの口に入ってたわけです。今はもう前日焼きになりますから、これは後退してるとしか思えない。こういったところを、まだまだ私は議論の余地があろうかというふうに思っております。

以上のことをもって反対をさせてもらうわけですけども、私の気持ちも述べて終わりたいと思います。私であれば、やはり冒頭1番目に申し上げました、学校給食会とともに給食というものの改革に一緒になって歩んでまいりたい。そのために不足するのであれば、市内を初め県内の企業に、今回大阪の企業に備品を購入するため900万円ぐらいお金を払ってますけども、それをやはり県内の企業に投入する。それでも足らんのやったら人でも派遣して、それぐらいの気持ちを持って地元企業の育成ということも考えながら、子どもたちに地産地消というものを教えていく。このようなことをこれからもやっていただかなければならないと私は考えておりますし、今年度もまたこういったことを一緒になって議論をやっていきたいと思います。

以上、反対討論でございます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

3番、吉村君。

吉村始議員 私は、平成30年度葛城市学校給食特別会計予算の議決につきまして、賛成の立場で討論 をさせていただきます。

学校給食とは、食を通して生産者の思い、生き物の命をいただく、食べ物の大切さを知るなど、生きた教材として食育を進め、子どもたちの健やかな成長を促すため行われているものだというふうに私は考えております。本年度の葛城市の学校給食を取り巻く状況は、先ほど藤井本議員もおっしゃいましたけど、異物混入やそれに伴うさまざまな仕様変更がございました。異物混入というのは、なかなか現実問題としてゼロにはできないものでありますけれども、今の業者さんはそれに対して誠実に対応をしてくださっているというふうな印象を持っております。葛城市の学校給食にとっては、このように大きな転換点となりました。より安心・安全、おいしい給食をと追及するということから、配食業者の変更に伴い、ビタミン強化米は使用しないというふうなことでございますけれども、学校給食摂取基準を踏まえ、多様な食材を適切に組み合わせ、限られた食材費の中で工夫を凝らして献立をつくられて配食をされているところでございます。

また、学校給食法に定められた給食費の保護者負担につきましても、不足する費用について市から補てんをされております。既に学校給食運営委員会などでも議論され、新年度にも今後の方向性の議論が深められるということでもございます。このようなことから、新年度

も引き続きまして、より安心・安全の追及、そして、おいしい学校給食が提供されるという ことを切にお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第27号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに 賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

吉村議長 賛成多数であります。よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議第28号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第28号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議第29号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第29号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議第30号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第30号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

日程第28、議第31号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度につきましては、半分が公費負担、そして、約40%が74歳以下の方の 支援分ということで、先ほど可決されました国民健康保険においても、後期高齢者医療に対 する支援分引き上げとして入っておりました。残り約10%が75歳以上の後期高齢者の方の負 担というふうになるわけであります。そこで、地方自治体として直接ここにお金を入れると いうことがないために、条例の改正もなければわからないまま引き上げが行われるというこ とになります。今年については2年に1度の改定の時期になりました。そこで、後期高齢者 医療保険についても引き上げということで、この特別会計が組まれております。私は本当に 残念ながら、国民健康保険の奈良県単位化によって75歳までの方は大きく引き上がる、後期 高齢者も引き上がる。そして、介護保険について、これは全ての方に係るわけでありますけ れども、この介護保険制度が3年に1回の引き上げということで、大変な負担を今年度市民 の方にしていただくということになろうかと思います。とりわけ後期高齢者医療保険につき ましては、年金から天引きされるという大変評判の悪い制度でありますし、ここに介護保険 の負担もかかって、高齢者の方から大変ご意見が多いところであります。本来は、先ほども 申し上げているとおりですが、公費負担半分のところをふやしていかなければ、制度として なかなか大変になっていくというところがございます。私としては、やはり国庫負担をふや していく。これは全国知事会、47都道府県の知事さんが毎年国に出している要望書に対して も、そのことを強く求めているわけでありますから、直接、日々高齢者の方と接している私 たちとしては、この市議会においてこの特別会計予算を認めるわけにはいかないと思いまし て、反対をさせていただきます。

以上です。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

8番、川村君。

川村議員 議第31号、平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化社会の中で増大する高齢者の医療費を国民全体で支えるために創設されたものと認識しております。平成30年度の予算は、法律に基づく2年ごとの保険料率の見直しに伴い、歳入では保険料が増額となっており、また、保険料軽減措置による一般会計から補てんされる保険基盤安定繰入金が増額となっています。一方、歳出では、歳入の保険料等の増額に伴い、広域連合へ納付する後期高齢者医療広域連合納付金が増額となっております。後期高齢者医療制度を運営する広域連合においては、保険料上昇による負担が急激にならないように抑制策が講じられているということであり、また、医療費適正化や予防、健康づくりといった保健事業の推進にも積極的に取り組むとされています。

高齢者の方々が安心して医療を受けられる持続可能な制度とするために、今後とも、県並 びに広域連合との連携を密にして、より一層安定した高齢者医療制度の構築に向けて努力さ れますことを望みまして、私の賛成討論といたします。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第31号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに 賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

吉村議長 起立多数であります。よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

日程第29、議第32号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第32号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、発議第3号、葛城市議会会議規則の一部を改正することについてを議題 といたします。なお、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。 本案につき、提案理由の説明を求めます。

10番、岡本吉司君。

岡本議員 ただいま議題となっております発議第3号、葛城市議会会議規則の一部を改正することに ついて、提案理由の説明を行います。

本案につきましては、本会議場において議員ごとの議案賛否の採決結果を即時に議場モニターに表示する電子採決システムを運用するため、葛城市議会会議規則の一部を改正するものでございます。なお、施行日につきましては平成30年4月1日よりとするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明といたします。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

吉村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

(岡本議員退席)

吉村議長 次に、日程第31、発議第4号、旧町時代における未処理金調査特別委員会の平成30年度調査経費に関する決議についてを議題といたします。なお、本案につきましても委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

14番、下村正樹君。

下村議員 ただいま議題となりました発議第4号、旧町時代における未処理金調査特別委員会の平成 30年度調査経費に関する決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る平成30年2月19日に開催されました平成30年第1回葛城市議会臨時会において、地方自治法第100条に基づく調査権を付与された旧町時代における未処理金調査特別委員会が設置されたことに伴い、平成30年度中に調査するために必要な経費の上限を定めようとするものであります。本来、予算は単年度主義であるため、平成30年2月19日に可決されました決議の中の調査に要する費用は、平成29年度中における調査経費であり、今回は平成30年度中の調査にかかわる経費であります。これより決議案を読み上げさせていただきます。

旧町時代における調査特別委員会の平成30年度調査経費に関する決議。

1、調査経費。

平成30年度の本調査に要する経費は200万円以内とする。

以上のとおり決議する。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明といたします。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

吉村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

(岡本議員復席)

吉村議長 次に、日程第32、発議第5号、洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道 掘削の予算の確保を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

14番、下村正樹君。

- 下村議員 ただいま上程を賜りました発議第5号、洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河 川の河道掘削の予算の確保を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。
 - 一昨年8月の北海道・東北豪雨や昨年7月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の1つの原因となっております。しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持、補修の範囲としておのおのの単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であります。そのような中、国土交通省は今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた中小河川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめ、中小河川の河道掘削についても、再度の氾濫防止対策の1つとして緊急対策プロジェクトに盛り込みました。しかし、この緊急治水対策プロジェクトはおおむね3カ年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても、重要水防区間のうち、近年洪水により被災した履歴がある区間と限られております。よって、政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、次の事項について取り組むことを強く求めます。
 - 1、河道掘削を含む中小河川緊急治水対策プロジェクトについては、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
 - 2、中小河川緊急治水対策プロジェクトでは、河道掘削の対策箇所を重要水防区間のうち、近年洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間と限定しているが、今後は中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
 - 3、今回の中小河川緊急治水対策プロジェクトは、おおむね3カ年の時限的措置であるが、 防災安全交付金を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討す ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたしま

す。

吉村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案につきましても、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、 採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに 決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第33、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。 お諮りいたします。

道の駅かつらぎの建設に当たり不適正な事務処理があったため、事業内容の再調査を行うため、10名の委員をもって構成する道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を、委員会条例第5条第1項の規定により設置し、道の駅かつらぎに関する事項を付託の上、必要と認められる期間、議会の閉会中も継続して調査及び審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、道の駅かつらぎに関する事項について慎重に調査、検討するため、10名の委員をもって構成する道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、必要と認められる期間、議会の閉会中も継続して調査及び審査することに決定いたしました。

(「議長、動議」の声あり)

吉村議長 2番、梨本君。

梨本議員 ただいま設置されました道の駅かつらぎに関する調査特別委員会に対し、地方自治法第 100条に規定する調査権付与に関する決議を求める動議を提出いたします。

(「賛成」の声あり)

吉村議長 ただいま梨本議員から動議が提出されました。この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時28分

再 開 午後3時10分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど梨本議員から、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会への第100条調査権付与に関する決議を求める動議が提出され、所定の賛同をもって成立したことを受け、休憩中に議会運営委員会を開催願い、決議案の審査方法について協議いただいておりますので、その会議概要について運営委員長よりご報告願います。

10番、岡本吉司君。

岡本議会運営委員長 先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、動議として提出された決議案の審査 方法について協議をいたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

本決議案につきましては、先ほど設置された特別委員会に関連したものでございますので、 この後直ちに議題とし、提出者からの提案説明の後、質疑を行い、討論、採決を行います。 以上、報告といたします。どうぞよろしくお願いします。

吉村議長 お諮りします。

本決議案の審議方法については、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、審議方法については運営委員長からの報告のとおり行う ことといたします。

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会への第100条調査権付与に関する決議についてを 議題といたします。

本件について、提出者の内容説明を求めます。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の方から動議に関する内容説明をさせて いただきます。

私が今回、地方自治法第100条を付与しなければならないと考えている理由は3つございます。まず1番初めは、調査特別委員会の権限で解決できる問題ではない。もう少し踏み込んで説明すると、地方自治法上の第98条第1項、それと第100条の違いを整理する必要からご説明させていただきたいと思います。

先ほど可決されました第98条第1項は、これは検査の請求であります。地方公共団体の事務に関する書類及び計算書の検閲、地方公共団体の長や監査委員等の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査するという項目でございます。この第98条はあくまでも事務検査権でございますので、例えば、検査というのは、辞書を引きますとどのように書いてるか。ある基準に照らして、適、不適、異常や不正の有無などを調べることとござい

ます。今回の道の駅かつらぎに関する問題に関しては、既に検査するまでもなく、書類の不 適、異常、不正が発覚している状態です。

一方、100条調査権の目的は、地方公共団体の事務に係る範囲で起こった不祥事事件等に対し、発生するに当たっての原因として、当該団体の組織や人事管理に問題がなかったのか。起こった背景がどのようなものであるのか。今後どのようにすれば不祥事等が起こらないような体制を築くことができるのかについて調査することが目的でございます。つまり、議会が執行機関とは違う立場から行政の適正執行、再発防止を目的とするからこそ100条調査の必要性があると考えられます。

言うまでもなく、この目的に沿った調査は警察や検察の調査の対象外であり、議会にしかできないものでございます。昨日の総務建設常任委員会では、現地を確認したいという発言も出ておりました。しかしながら、第98条第1項の議会の検査は、あくまで書面による検査であって、実地検査は許されておりません。当然、補助金に関連して補助事業の現地検査をすることも許されておりません。つまり、100条調査権を付与しない限り、真相究明には至らないというのが私の考えでございます。

2点目は、市議会が遅々としてこの問題に取り組めていないことを今回の提案の理由としております。市民の中には、議会が意図的に扱ってないと指摘をされたこともございます。 これはもちろん誤解でございますので、私は否定をしております。しかしながら、市民の中にはそういった声もあるということは、真摯に受けとめなければならないと考えております。

この間、時系列的に道の駅かつらぎ事業に関する問題を整理させていただきます。以前から問題があるといううわさはございました。しかし、推測の域での話でございましたので、実際に事実として公に議会で問題提起されたのは、昨年9月の白石前議員からの一般質問でございます。その後、住民監査請求が行われ、12月には行政側から監査結果の説明がございました。にもかかわらず、議会では、総務建設常任委員会で調査案件となっているものの中の道の駅という名前を削除してはどうかという議論もございました。また、12月議会で調査案件として残された後も、これまでこの期間中に一度も調査されることなく、その間に何度も報道などで問題とされることはございましたが、調査案件の委員会を開催されるということはございませんでした。

今回、総務建設常任委員会への付託が、調査特別委員会として第98条第1項の付託を得て特別委員会が設置されたということでございますが、私自身、開催頻度によっては進展が更に先延ばしになってしまうのではないかというふうに危惧しておるわけでございます。道の駅関係でいうならば、今議会で継続審議とされた議第15号から第17号においても、12月に議員全員に配付された監査結果を読めば、上程根拠は理解できたのではないかと私自身考えております。特に議第16号におきましては、陥没工事有無の事実確認に必要な現場まで、ここから車で10分から15分の距離でございます。これは、特別調査委員会に与えられた第98条第1項の調査では現地調査はできませんが、議員個人の通常の議員活動の中では十分可能ではないかと私はそう考えております。それを行政側の説明不足などと責任転嫁しているのであれば、これは議会のあり方としていかがなものか。私自身、自分自身への反省も踏まえて、

言語道断ではないかというふうに感じておるわけでございます。

これまでの流れを見ますと、意図的に隠蔽しようとしていると市民に誤解されても仕方がないですので、議会の権威を回復するためにも早急に誤解を解く必要があるのではないかと、このように考えるわけでございます。

最後、3つ目の提案理由でございます。今回、道の駅かつらぎの問題に関してはさまざまな諸問題、これが拡大し続けております。そのことにより市民に非常な不安を与えている。これは早急に真相究明と収束を図る必要があると私は考えております。特に、補正予算にもありました補助金の返還は、市の財政にとっても大打撃です。1億6,000万円を超える補助金の返還、これは葛城市の一般会計予算145億円の1%を超える額、非常に大きな額でございます。さらに、この問題は非常に根が深く、通常の議員活動でも法令違反が多数見つかっているという話を耳にします。その法令違反が補助金返還にまで及んでいる現在、もう看過することはできないのではないでしょうか。

総務建設常任委員会の議論の中で、スピーディーに事態収束をという発言がございました。 今会期中の本議会の中で100条調査権を付与しておけば、事務検査中に不適、異常、不正が 発覚した際にも速やかに調査できるのではないかと、私はこのように考えております。

最後になりましたが、第100条の調査は警察や検察の調査の対象外であり、議会にしかできないものでございます。我々が常に常備しております議員必携には、このように記載されています。298ページ、もし違法や不適正な事実があれば、その原因を究明して、是正、改善する方策は何であるかを見出して是正、改善させる。そして、必要に応じて責任の所在を明確にして将来を改め、議会の監視機能と政策機能の発揮を万全にするために与えられた権限、これが100条調査権でございます。そして、その前段では、必要な場合はためらうことなく、適時、適切に発動し、事件の真相を徹底究明する気構えを持ちたいものである、このようにも記されております。

先ほどの繰り返しになりますが、議会が執行機関とは違う立場から行政の適正執行、再発防止を目的とするからこそ、100条調査の必要性がございます。本日の本会議は世間の注目を浴びております。多くの市民が、インターネット中継を通じてこの瞬間をごらんになっておられます。葛城市議会の姿勢が問われている今こそ、この第100条という伝家の宝刀を抜くときであると私は考えております。ということで、全会一致での100条調査権の付与を切に願いまして、私の提案説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

吉村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、西川君。

西川議員 突如、特別委員会に第100条を付与するという案を出された。このことについては、何日

も何時間もかけて総務建設常任委員会に付託されてる部分もありますので、議論し、最後は全員協議会でも第98条第1項、特別委員会を設置するということを議論をした。今、梨本議員のおっしゃることは一部理解できることがあります。徹底究明やるのは、もちろんそういうことですが、特別委員会でも参考人としては招致できます。今すぐに第100条を付与するのではなしにということを言いたいわけで、その理由として、不当利得やということで訴えられてる社会福祉法人柊の郷は、債務不存在の確認を奈良地裁から市当局に送ってきてます。それと、証人でいろいろと意見を聞きたいが、既に職員6人を刑事告訴されてるわけです。その方に対して100条調査をやるということで呼ぶと刑事訴追で罪に問われるということで、これ、必ず証言拒否が出ます。そういうふうなことを懸念して、まずは参考人招致をやる。総務建設常任委員会で話されたのは、そこで追及できなかったら百条設置にいこうと、そういうことを梨本議員も傍聴しててわかってるはずです。ですから、今は第98条で真相究明に向かって調査をやり、今後の状況を判断して第100条へ移行していく。そういうことを議論されてるわけでございまして、突然こういうふうなことを出されるというのは、僕は理解できませんので、このことに関しては反対をさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

4番、奥本君。

奥本議員 私は、ただいまの梨本議員の発言につきまして、賛成の討論をさせていただきます。

わかりやすく申したいと思います。まず、何のために我々が議員になっているか。当然、市民の負託を受けて、葛城市をよくしていただきたいという思いを受け、背負ってここに来ているものだと思います。これは皆さん一緒です。道の駅に関して一体どうなっているのかということを、いろんなたくさんの方が感じてらっしゃるのは事実だと思います。それについて早く事実を究明して、そういうことに構っているのではなくて、道の駅の有効活用とか、そういう前向きな意見を市議会として議論したいというのも、恐らく議員皆さん方も思ってらっしゃることだと思います。私も同じです。それがまず前提としてありまして、前回2月の臨時会で同じく第100条の問題が起こりました。そのときに私も勉強させていただいたわけなんですが、第98条で検査をした後、速やかに移行できるように第100条をつけた方がいいとおっしゃった議員もいらっしゃいました。なるほどなと思いました。最初はやっぱり第98条をやっていって、だめだったら第100条をつける。でも第100条をつけるに当たって、速やかに移行できるように最初から附帯しておこうということで、我々も勉強させてもらったわけです。

今回、梨本議員おっしゃってるように、場合によっては現地調査も必要だという意見が総務建設常任委員会でも出ておりました。いろんなことを考えまして、私、さっき梨本議員がおっしゃったように、議員必携でもう一度調べてみました。いろんな書物も調べてみました。そうなってくると、やっぱり第98条第1項だけでは今回の皆さん方が望むべく真相究明にはなかなか難しいのではないか。それやったら最初から見越して、第100条にスムーズに移行できるように最初からつけておくと。別に最初から第100条にするわけではないんですけども、それを一緒にやっておけば、この後スムーズに進むのではないかという意味で賛成させ

ていただく次第でございます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

14番、下村君。

下村議員 私、総務建設常任委員会の委員長として一言、言わせていただきたいんですけれども、3月9日の総務建設常任委員会の中で、今言われてる問題点を審議したわけでございます。その中の結論といいますのは、もう少し時間を置いて調査して、その後に百条委員会を設置してもいいのではないかという結論に達して、そういう考えの方の方が人数が多かったということで進んできたわけでございます。きょう突然、百条委員会を立ち上げるということは私も予想もしていなかったことでありますので、これについては賛成はしかねるということと、総務建設常任委員長として3月9日に決定されたことを重要視していきたいということで、何も今後百条委員会を設立しないというわけではないんです。皆さんのご意見のもとに百条委員会を立ち上げるということは相談していこうということも前の総務建設常任委員会の協議会で私も言っておりますし、それについてほかの委員の皆さんも承諾していただいたという経緯がございますので、今これ、突然出された決議については賛成しかねるということで、反対させていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

10番、岡本君。

岡本議員 今いろいろと討論されておるわけでございます。私は今問題になっております道の駅かつらぎに関する調査特別委員会、100条調査権付与に関する決議ということで、賛成の立場で 討論させてもらいたいと思います。

今、道の駅の調査特別委員会、これは全員で可決されたということでございます。第98条 第1項に基づいて調査するということでございます。この件につきましては、提案理由にあ りますように、文書あるいはそういうようなことの調査、それに対して参考人招致、そうい うようなことにつきますと、やはり緩い面があるというのか、そういうようなことからこれ に付与して百条を設置してはと、こういう提案だったというふうに思います。私は初めから 百条というようなことをお願いしておったわけですけど、これは委員会のことですので、民 主主義のルールからいきますと多数決ということになってくると思います。また、今、補正 予算が可決をされましたけども、一般会計補正予算で地域活性化事業、道の駅事業で問題に なっております1億6,457万円を国に返還する。これは当然、返還しなければならんという 金額だと思います。しかし、この件についても、なぜこうなったのかということが一番大事 ではないかというふうに思っております。これは、国交省から4年間で2人の部長さんが来 ていただきました。専門的な部長さんがおられた中で補助金の不正申請というのか、こうい うような経過をされてるというようなことは、これは一番問題が大きい。そういうようなこ ともあるわけです。まだ道の駅にかかわっては、架空発注されたものがあるのではないかと いうようなこともあります。それと、今問題になってる支出の問題。支出するについて、そ れがきちっと整ってない。このようなものにも支出をされてる事実がある。こういうような ことをきちっとやっていこうと思えば、今、第98条に基づいて特別委員会を設置されたが、

一緒に百条を設置して真相究明に当たっていくことが一番大事な問題であるというように私 は思っているわけでございますので、こういうようなことも踏まえまして、やはり百条を設 置していくということでお願いしたい。私の賛成討論としたいと思います。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

12番、藤井本君。

藤井本議員 突如としてこういう百条委員会の決議案というのが出されました。私は何点かお話しさせてもらいたいと思いますけど、この間話をしてきたのは何やったんやろうなと、このように思っておるところでございます。葛城市の議会も一夜にして変わるねんなと。これはええ面もあるし、私の理想とする市議会ではないというのが私の今の気持ちでございます。

議論する中で、百条委員会はいずれ必要になるのかなという気持ちも皆さんお持ちであろうかと思います。今、岡本議員の中のお話にございましたように、この件に関しまして参考人としてお話を聞かせていただかないといけない。例えば、この時点の部長さんでありました国の職員の方、また、1億6,000万円返さなあかんということになると、県の職員の方というふうなことも関係をしてくるわけでございます。1つずつ、百条委員会でまず来てくださいという、それも提案者のご意見かわからないですけども、まだ来てとも何とも言っていない。まずは来ていただいて説明を受けて、その中から道を探っていくというのが、私は筋ではなかろうかというふうに思っております。あえて百条委員会を今するのではなく、聞けるところは、さきに可決されました第98条による調査委員会、上部団体というのか、県や国からもお話を聞かせてもらって、そこで判断するというのが、そんなに時間の差はないかと思いますけども、私はそれが筋である。もう1回言いますけども、この3月議会で議論してきたのは何やったのかと、こういう調べる大切なところで誰もこれを先送りしようなんて思っていないわけでございまして、そのやり方でこんな対立した意見を出し合うと、こういう議会についても考えものであるというふうに思って、これについては反対をさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 ただいまの皆さんのご意見を聞いてて、かなり私の認識と、また事実とも違うと思います ので、そのことからまずお話ししたいと思います。

道の駅かつらぎ建設事業について、第100条を付与された特別委員会を設けてほしいということが、突然降って湧いたようなことをおっしゃられたので、私は、この件については一貫して、旧町時代の未処理金の問題、これ、百条をやるということが議論になり始めたときから、それよりはこっちの方が先ではないですかと。百条をやるのだったら、道の駅の方が大きい問題だし、これをぜひやってほしいということは常々申し上げてまいりました。全員協議会の場でも、それから、総務建設常任委員会の、私は委員ではないので、委員外議員としても発言させていただきました。そして、私が本当に残念なのは、総務建設常任委員会で調査する調査案件に12月議会でなったわけでありますけれども、一度たりとも総務建設常任

委員会が、議会の主体性をもってこの件について調査したことはございません。 3カ月たっております。私は、そういうところが次々新聞の方で報道がなされる。市民の方は何だということになっており、これは何としても百条と違うかという声も市民の中からも伺います。私も常々申し上げてきたところですし、直近では昨日、全協が開かれ本日の第98条を付与した調査特別委員会の設置について議論になりました。そこでも私は、百条をやるべきだと。ただ、私はひとり会派ですので、支持者が1人いないと出せません。それは非常に残念なことだけれども、どなたか協力する方がいらっしゃったら、最後まで私はこれを追及したいと、全協でも申し上げております。それを全く、きょうにわたって降って湧いたようなことを言われると、私は、議会の議論は一体何なんだというふうに言わざるを得ません。まさにそれは真相隠しと言われてもいたし方ないのではないですか。先ほど梨本議員が大変立派な発言をされました。非常に制度上のことを、第98条と第100条のことをきちっと区分けしながら説明していただきながら、100条権限と98条権限の違いを明確にされて話されました。要は、第100条というのは証言を……。

(発言する者あり)

吉村議長 発言中ですので静かにしてください。

谷原議員 第100条というのは証言を得るための権限であります。第98条は監査権とか検査権ですか ら、文書を当たっていくと。既に不正が明らかになった文書が出てるわけです。これは住民 監査請求で監査の内容として出ています。私が一番12月議会でも心配しましたのは、大勢の 職員が虚偽公文書、それも有印です。公文書の虚偽の作成を行っていることに携わっている。 私は、これが組織的に行われたのか、それとも、つまり上から言われて、命令でやられたの か。こんなこと1つとっても、これはちゃんと呼んで、これは百条で呼べるわけですから、 つまり、告発された以外の方です。末端で現場でやられた方がどんな思いでやられたのか。 これは再発防止の上で極めて大事な証言になるわけであります。検査はちゃんとほぼ終わっ てるわけです。もっとやればもっと出てくると思いますけれども、呼ぶ人は必ずしも国交省 の役人とか、あるいは前市長、前副市長、それは刑事問題になるかもわからん。告発問題、 賠償責任の問題で民事訴訟の相手方になる。裁判があるからということで拒否されるかもわ からないけれども、だけど、ちゃんと呼んで再発防止をするためには、もっと本当にたくさ んのことにこういう関与された方が職員でいらっしゃるわけですから、そういう思いも聞か ないと、行政と、そして捜査当局、司法の場だけでこの問題が追及されることがあってはな らないと私は思ってますので、ぜひ第100条をつけていただきたいし、それは、私が12月か ら言ってることでありますから、この場で降って湧いたようなことは言わないでいただきた いと思います。

最後に、私は、議会の名誉ということもあると思います。道の駅かつらぎ建設はもう既に 行われて、実際に稼働しております。大勢の地域の農家の方々、いろいろ作物も出されて喜 んでおられる方もいるし、何とかこれを発展させていかなければいけないという市民の声も たくさんあります。政策の判断として議会が決めたことであります。その議会が決めた政策 判断で現実になって動いているものであります。ところが、その政策が執行される過程の中 でこんな問題が起きている。ましてや市民にも新たな負担を迫らなければいけない。国庫返還金の問題も出てきた。それに対して、やはり政策を推進してきた人たちも、一体どういうことが起きたんだと、これは真剣に向き合う必要があるのではないかと思います。それが市民に対する、政策を推進するというふうにされた議員の責任でもあると私は思っておりますので、ぜひ第100条を付与して必要な調査ができるようにご協力をお願いしたいと思います。以上です。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

11番、西井君。

です。

西井議員 本日までにきのうの全員協議会も含めていろいろ開かれ、きのうの話し合いをした中で、 急激にこんな話が出てくるということについて、私は急だという意見が出たという認識でご ざいます。過去に百条委員会を設置して、委員として動かせてもらった経験から申し上げま すと、百条という中で証言を求めるという形になったら、百条で強制力があるといっても、 その影響が呼ばれる方々の生活に及ぶというときもあるわけです。そういう面も含めたら、 相手を呼ぶ権限があって呼ぶ、来なかったら罪やでという話で進めることが、その人の人権 を考えてるかと。やはり、来てもらう中でも一番参考人などで出てきてもらうのが、まず簡 単な形であり、最初の第98条を含む特別委員会で意見を聞かせてもらうというのが一番意見 を出しやすい形で進めていこうと。答えは出したいという気持ちは皆さん同じだと思います。 もしも悪いことをしてたら、悪いことをした方をやはりそれなりの方法で処罰を受けてもら うのが本来だと。しかし、調べる方法としてどちらがいいかという感覚でいけば、過去の経 験から、まず緩い形の中で調査しながら、必要と認めた場合に第100条をつけ加えるという 形で調査するのが良い。最終的には、明らかにならない部分も含めて、明らかにする必要性 があるということは皆さん方同じ思いと思います。その方法論としては、まず最初の第98条 の中で、拘束力の緩い中で調べていって、それでいかがわしいのではないかという意見が合 意したら百条にすると。これが、特にこういう問題の調査の仕方であろうかと私は思うわけ

先ほどから話が出ているもう一つの百条委員会を設置されてる部分につきましては、10年以上前からの事項を調べることや、役所も資料もどこにどのようにあるかということもわからへん問題を百条で調べるとしたら、拘束力をつけなければならないという判断が、未処理金の1億8,000万円の話でございます。それと今出てくる話とは切り離して考えてもらいたい。答えを速やかに出すためには、特別委員会で調べることが一番速やかで、調査していく中で必要と認めた場合は第100条をつけ加えるという形が、答えを出す近道ではないかと。

それと、例えば職員を呼ぶでも、職員に刑事告発されておられますね。その方が誰かというのは、私どもは知らせてもらっておりませんが、職員に来てもらって、その対象者ではないかと思う人が証言するとなれば、私は刑事訴追の可能性あるから、この件について証言できませんと。これ、当然、権利として申し上げられたら、調べることが不可能になりやすい状況が今の状況ではないかということです。それらも含めてきちっと調べるのやったら、まず第98条を適用した中で特別委員会でまず調べて、百条委員会が必要と思われた時期に付与

すればいいと私は思いますので、百条反対ではないですけども、今設置するのには時期尚早 という意味合いで反対の討論とさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

3番、吉村君。

吉村始議員 私は、総務建設常任委員会の一員として、一貫して、百条でなければ道の駅に関しての 真相は究明できないというふうに主義、主張をしてまいりました。残念ながら少数ですので 否決はされましたけれども、皆さんがおっしゃってる第98条第1項では、法的に書面による 検査しかできませんので、やはり人を呼んでしっかりとやっていこうとすれば、百条が必要 であるというふうに私は思っております。細かくはきちんと梨本議員が説明をされましたの で、私の率直な思いということを語らせていただきますと、何度か出てきておりますが、未 処理金の問題が出てきております。未処理金の百条につきましては、このことがいまだ公金 かそうでないかということが明らかになっていない状況の中で、第100条というものが付さ れている。私は、それは時期尚早だというふうに申し上げましたけれども、議会としては第 100条を付しております。そして、今度、道の駅かつらぎに関しましては、明らかに億を超 えるお金、もしかしたら2億円にいくのかもしれない、そういった市民の大切な税金が大変 なことになっている。明らかになっている。そして、このことについて有印公文書偽造であ るとか、架空工事であるとか、このことが続々と明らかになってきております。このことを 明らかにするために、百条にするかどうか。これは、いろいろ、例えば行政側の説明が不足 であるとか、そういうふうな意見も出ておりましたけれども、これはそうではない。議会の 姿勢の問題だと思います。議会が市民のために働こうとしているのか、そうでないのか。私 は、そうであるならば、第100条を付してこの問題についてきちんと向き合う。このことが 必要だと考えまして、私は第100条を付すことに対しまして賛成といたします。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、本決議案を採決いたします。

本決議案を可決することに賛成の諸君の起立を求ます。

(起立少数)

吉村議長 起立少数であります。よって、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会への第100条調査 権付与に関する決議は否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時49分

再 開 午後4時50分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長します。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後4時51分

再 開 午後5時20分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を開き選任いただいておりますので、ご報告いたします。

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員長、西井覚君、同じく副委員長、下村正樹君。以上です。

次に、日程第34、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題と いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申し出一覧表のと おり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されま した。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすること にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には5日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会を閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、平成30年度葛城市政の執行に当たられますよう要望いたしますとともに、本市の市政の更なる発展のため、創意工夫を凝らし、市内外に本市の魅力を発信していただきながら、諸施策の実現に向け、引き続き全力を挙げて取り組んでいただきますこともあわせて要望いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。 阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月5日に開会されました平成30年第1回葛城市議会定例会が、19日間の全日程を終えさせていただき、本日をもちまして閉会の運びとなりました。提案いたしました人事案件や条例改正、また平成30年度予算など、全議案につきまして慎重なるご審議をいただき、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

会期中に議員の皆様方からいただきました貴重なご意見などをしっかりと受けとめ、職員

と一丸となって葛城市の更なる発展のため、鋭意努力をしてまいる覚悟でございます。議員 各位におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではござ いますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。 **吉村議長** 以上で平成30年第1回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後5時24分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議会議長 吉村優子

議会副議長 川 村 優 子

署名議員 岡本吉司

署名議員 西井 覚